

新型コロナウイルス感染症 医療機関が利用できる主な支援策

助成金、給付金、融資制度など

この資料は、新型コロナウイルス感染症に関わる支援策について、経済産業省、厚生労働省、大阪府等で公開されているリーフレット等を抜粋したものです。詳しくは、各機関のHP等をご参照ください。

2021.5.7 版

大阪府保険医協会

医療機関が利用できる主な支援策

(2021.5.6 現在)

| 支援策 | 内容 | 主な条件 | 相談窓口 |
|---|---|--|--|
| 1. 補助金・助成金・給付金 | | | |
| <p>①令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金</p> <p>(令和2年度第3次補正予算の同補助金について未申請の医療機関等が対象)</p>  | <p>【補助額】 下記いずれか該当の補助金1つのみが対象となり、各々の金額を上限として実費を補助。</p> <p>①診療・検査医療機関 100万円</p> <p>②医療機関・薬局等 *病院・有床診療所(医科・歯科) 25万円+5万円×許可病床数 *無床診療所(医科・歯科) 25万円 *薬局、助産所 20万円 *指定訪問看護事業者(みなし指定含む) 20万円</p> <p>【申請期限】 2021年9月30日まで(当日消印有効)</p> <p>※原則として、2020(令2)年度第三次補正予算による令和2年度と同補助金(2020.12.15~2021.3.31)までの経費を対象に2月に厚労省へ申請した補助金を受けた医療機関等は対象外</p> | <p>【対象経費】 ■2021年4月1日から9月30日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用。 ■感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について幅広く対象となる。 ■「みなし指定」で補助対象期間中に訪問看護事業も行っている場合も、その訪問看護事業の経費について申請可能。診療所分と医療機関コードが同じになるので、申請する場合は、申請書「別紙」の「施設類型」欄で「訪問看護事業者」を選択し、必ず「みなし訪問看護事業所」分の申請である旨を書いた「添書」を同封(様式自由。手書き可)すること。 ■申請は各施設1回のみ</p> | <p>厚生労働省 医療提供体制支援補助金コールセンター 電話 0120-336-933 (平日 9:30~18:00)</p> |
| <p>②大阪府ゴールデンウィーク発熱患者等診療・検査協力金</p>  | <p>■対象となる医療機関 ①受診調整機能付き地域外来・検査センター ②診療・検査医療機関 ③上記①②以外で、新型コロナウイルス感染症の検査をする医療機関</p> <p>■協力金 1人につき、10,000円 ※新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者に実施した新型コロナウイルスの検査(核酸検出検査、抗原検査)が対象。 ※保険適用での検査のみ本事業の対象。保健所が検体回収・検査分析を実施する場合は対象外。 ※既に陽性と診断された者に対する陰性を確認するための検査は対象外。</p> | <p>■交付の条件 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する医療機関の内、下記の条件をいずれも満たすこと ①行政検査の委託契約(集合契約含む)を、大阪府もしくは保健所設置市と締結している(予定含む)こと ②検査実施数をシステムもしくはFAXにより管轄保健所等に報告していること</p> <p>■申請期間 2021年5月6日(木)から2021年5月31日(月)まで(事業完了後に、実績に基づいて交付申請)</p> | <p>■大阪府コールセンター 電話：06-7166-9988 9:00~18:00 (土・日・祝日含む)</p> <p>■大阪府 健康医療部 保健医療室 感染症対策企画課 感染症・検査グループ 電話：06-6941-0351(府庁代表) 内線 5753 (平日 9:30~18:00)</p> |

| | | | |
|---|---|--|---|
| <p>③新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金</p>  | <p>【補助事業者】 大阪府内に所在する医療機関等のうち、知事が適当と認めるもの</p> <p>【対象となる機器】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次世代シーケンサー 2. リアルタイムPCR装置 3. 等温遺伝子増幅装置 4. 全自動化学発光酵素免疫測定装置 5. 1~4に付帯する備品等 | <p>【補助基準額】 知事が必要と認めた額 (補助率 10分の10)</p> <p>【申請期限】 2021年6月30日(必着) ※2021(令和3)年度事業については「令和3年4月1日以降の発注」及び「令和3年9月30日までの納品」が必須。</p> | <p>大阪府 感染症対策企画課 感染症・検査グループ 電話 06-4397-3204</p> |
| <p>④大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者往診等実施協力金</p>  | <p>府内に在住する新型コロナウイルス感染者陽性者のうち、大阪府内保健所長から自宅療養の対象とされた方(以下「自宅療養者」)が急増している状況を受け、自宅療養者の往診又は訪問看護(以下「往診等」という。)を行う医療機関等に対し、報償として協力金を交付。</p> <p>【交付対象者】 大阪府内の病院、診療所、訪問看護ステーション</p> <p>【交付内容】 対象期間中の往診等1回あたり</p> <ul style="list-style-type: none"> * 往診 15,100円 * 訪問看護 8,280円 <p>※自宅療養者1人あたり4回を上限(外来診療、電話等情報通信機器による診療は対象外)。</p> | <p>【対象となる患者】 新型コロナウイルス陽性者で大阪府内保健所長から自宅療養の対象とされ、往診等時において府内に在住する患者。疑似症患者への往診等は対象外。対象期間中の往診等であっても、自宅療養解除後に行った往診等は対象外。</p> <p>【対象期間】 2021年4月8日(木)から当面の間(医療非常事態宣言期間中) ※終期については、大阪府HPにて追って掲載。</p> <p>【受付期間】 ■交付申請 往診等を行った翌月10日から翌月末までに申請。 ※往診等の実施後に、実績に基づき申請する。 ※受付開始は5/10(月)から</p> | <p>大阪府健康医療部 保健医療室感染症対策支援課 病院支援第一グループ 自宅療養者往診等実施協力金担当 電話：06-6941-0351 (内線)4717</p> |
| <p>⑤新型コロナウイルス感染症に伴う休業等に対する継続・再開支援事業</p>  | <p>*HEPAフィルター付き空気清浄機(医療機関は2台まで)、院内消毒経費を補助(補助率1/2)</p> <p>【対象期間】 2021.4.1から (終期は別途お知らせ)</p> | <p>新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局に対して、継続・再開のための支援を行う</p> <p>【申請期間】 2021.4.1から</p> | <p>大阪府 感染症対策支援課 病院支援第2グループ 継続・再開支援事業担当 電話 06-4397-3248</p> |
| <p>⑥医療機関等への支援策に関するコールセンター</p> | <p>新型コロナ患者を受け入れる医療機関等への支援策に関して、総合的な相談を受け付けるコールセンターを厚生労働省に設置し、各種支援策の案内のほか、申請に当たっての質問・相談等に対応する。</p> | <p>新型コロナ患者を受け入れる医療機関等への支援策に関して、厚生労働省にコールセンターを設置し、 *新型コロナ患者の受入病床確保の補助金、感染拡大防止等支援の補助金などの支援策を案内。 *申請にあたっての質問・相談に対応</p> | <p>新型コロナ患者受け入れ医療機関等の支援に関する総合相談ダイヤル 電話 0120-024-700 平日9:30~18:00 (土日祝日、行政機関の休日を除く)</p> |

| | | | |
|--|---|--|---|
| | | <p>* 必要に応じて厚生労働省の担当から折り返し電話し、具体的な説明を行う</p> <p>* 相談内容に応じて、都道府県等に必要な確認を行うーなど、個々の医療機関等の状況に応じた対応を行う。</p> | |
| <p>【参考】 厚労省HP 「自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021年」</p> |  | | |
| <p>【参考】 大阪府HP 「医療機関等への支援メニューについて（令和3年度）」</p> |  | | |
| <p>【参考】 経済産業省の支援策</p> |  | | |
| <p>⑦一時支援金</p> | <p>緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に支給。</p> <p>【支給額】 中小法人等：上限 60 万円 個人事業者等：上限 30 万円</p> <p>【対象期間】 2021 年 1 月～3 月</p> <p>【対象月】上記対象期間から任意に選択した月</p> <p>【申請受付期間】 2021. 3. 8 から 5. 31 まで</p> | <p>①2021 年 1 月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等の影響を受けていること</p> <p>※医療機関も対象になり得る</p> <p>②2019 年比または 2020 年比で、2021 年の 1 月、2 月、または 3 月の売上が 50% 以上減少していること。</p> | <p>【一時支援金事務局】 電話 0120-211-240</p> <p>IP 電話等から 03-6629-0479</p> <p>8 : 30～19 : 00 (土日、祝日含む)</p> |
| <p>⑧雇用調整助成金の特例措置 (雇用保険未加入者は緊急雇用安定助成金)</p> <p>※特例措置の期間を 6/30 まで延長</p> | <p>【助成額】 ■4/30 までの期間を一日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間） 職員一人 1 日につき 上限 15,000 円</p> <p>【助成率】 中小企業 10/10（解雇等を行わない場合）</p> <p>■特例措置期間の延長 初日が 5/1 以降の賃金締切</p> | <p>新型コロナの影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、職員に対して一時的に休業等を行い、雇用を維持した場合に休業手当・賃金等を助成</p> <p>【申請期限】 支給対象期間の末日の翌日から 2 か月以内（例：2021. 4. 1～2021. 4. 30 の休業 → 2021. 6. 30 まで）</p> | <p>■大阪労働局助成金センター 電話 06-7669-8900 相談時間 8 : 30～17 : 15（月～金）</p> <p>■学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 電話 0120-60-3999 受付時間 9 : 00～21 : 00 (土日・祝日含む)</p> |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>期間（判定基礎期間）から ①売上等が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期と比べ30%以上減少、又は都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力 →日額上限 15,000 円 （助成率 10/10） ②上記①以外の場合 →日額上限 13,500 円 （助成率 9/10） ③特例措置の期間 2021. 6. 30 まで ※上記助成率は、中小企業で解雇等を行わない場合。</p> | | |
| ⑨小学校休業等対応助成金 | <p>【支給額】 休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※1日あたり上限 15,000 円 （3/31 以前に取得した休暇等については、日額上限 8,330 円） 【対象となる休業】 2021 年 3 月 31 日までの休暇取得分 【申請期限】 *2021 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの休暇 →2021 年 6 月 30 日。</p> | <p>新型コロナによる小学校等の臨時休校や新型コロナウイルスに感染したなどで小学校等を休む必要がある子どもの保護者である職員に、年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた事業主に助成</p> | <p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 電話 0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 （土日・祝日含む）</p> |
| <p>⑩両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症対応特例）</p> <p>※上記⑨について、2021. 4. 1 以降は本助成金の「育児休業等支援コース」内で対応</p>  | <p>【支給額】 支給対象労働者 1 人あたり 5 万円 ※1 事業主あたり 10 人まで支給。（上限 50 万円）</p> <p>【対象となる休暇】 2021. 4. 1~2022. 3. 31 までに取得した特別有給休暇 ①新型コロナウイルス感染症による小学校等の休業により小学校等を休む必要がある者の世話をその保護者として行う場合。 ②(イ)新型コロナウイルス感染症の病原体に感染した子ども、(ロ)新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれがある子どもなど、小学校等を休む必要がある者の世話をその保護者として行う場合—など。</p> <p>【申請期間】 2021. 4. 1~2021. 6. 30 までに取得した休暇 → 2021. 4. 1~2021. 8. 31 まで等、休暇を取得した日付に応じて異なる。 ※事業所単位ではなく、事業主単位での申請</p> | <p>小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別有給休暇制度及び両立支援制度を整備し、特別有給休暇の利用者が生じた事業主に支給。</p> <p>【主な要件】 ■①小学校等が臨時休業等になり、それに伴い子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金が全額支払われるもの）を取得できる制度の規定化し、②小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組み（短時間勤務制度など）を社内に周知していること。 ■労働者一人につき、特別有給休暇を 4 時間以上取得させたこと。—など</p> | <p>大阪労働局 雇用環境・均等部 電話 06-6941-4630</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>⑪ IT導入補助金</p>  | <p>■対象 ・中小企業、小規模事業者等</p> <p>■補助額：30～450万円</p> <p>■補助率 ・低感染リスク型ビジネス 枠2/3 ・通常枠1/2</p> <p>■申請開始：4/7（水） 1次締切：5/14（金）17時 ※7月に2次締切を設け、 それ以降も申請状況を踏ま えて締切を設定予定。</p> | <p>■低感染リスク型ビジ ネス枠の導入例 ・顧客対応業務や決済業 務、会計管理業務における 顧客と従業員同士の間 における接触機会を低減し、 より効率的に実施できる ような「遠隔注文システ ム」、「キャッシュレス決 済システム」、「会計管理シ ステム」の同時導入。</p> <p>■通常枠の導入例 ・経理業務を効率化するた め、インボイス制度に対 応した会計ソフトを導入。 ・労働基準に関する制度に 対応した労務管理を効率 的に行うため、勤怠管理ツ ールを導入。</p> | <p>サービス等生産性向上 IT導入支援事業事務局</p> <p>ポータルサイト https://www.it- hojo.jp/</p> <p>電話 0570 - 666 - 424 （IP 電話 042 - 303 - 9749） 受付時間：9:30～17:30 （土日祝日除く）</p> |
|--|--|--|--|

2. 資金繰り支援

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>①日本政策金融公庫 新型コ ロナウイルス感染症特別貸付</p> <p>※実質無利子・無担保対象</p> | <p>新型コロナウイルス感染症 の影響に伴う社会的要因等 により必要とする設備資金 および運転資金</p> <p>【融資限度額】 国民事業（小規模企業、個人 事業主） 8,000万円 中小事業 6億円</p> <p>【返済期間】 設備資金 20年以内（うち据 置期間5年以内） 運転資金 15年以内（うち据 置期間5年以内）</p> <p>※要件に該当すれば、「3億 円を限度として融資後3年 目までは基準利率-0.9%」 の部分に対して中小企業基 盤整備機構から利子補給を 受けることにより、当初3年 間が実質無利子に。</p> | <p>新型コロナウイルス感染 症の影響を受け、一時的な 業況悪化を来している方 であって、次の1または2 のいずれかに該当し、かつ 中長期的に業況が回復し、 発展することが見込まれる方</p> <p>①最近1ヵ月間等の売上高 または過去6ヵ月（最近 1ヵ月を含みます。）の平 均売上高が前3年のい ずれかの年の同期と比 較して5%以上減少して いる方</p> <p>②業歴3ヵ月以上1年1ヵ 月未満の場合等は、最近 1ヵ月間等の売上高ま たは過去6ヵ月（最近1 ヵ月を含みます。）の平 均売上高（業歴6ヵ月未 満の場合は、開業から最 近1ヵ月までの平均売上 高）が次のいずれかと 比較して5%以上減少し ている方</p> <p>a 過去3ヶ月（最近1ヶ月 を含む。）の平均売上高 b 2019年12月の売上高 c 2019年10月～12月の平 均売上高</p> | <p>日本政策金融公庫・事業 資金相談ダイヤル</p> <p>電話 平日 0120-154-505 土曜日 （国民）0120-112476 （中小）0120-327790</p> |
| <p>②セーフティネット保証 4号</p> | <p>保証率：借入債務の100% 保証枠：一般保証枠とは別 枠で最大2.8億円</p> | <p>最近1ヵ月の売上高が前年 同月比20%以上減少等 ※全都道府県対象</p> | <p>取引のある金融機関又 は最寄りの信用保証協 会</p> |
| <p>③セーフティネット保証 5号</p> | <p>保証率：借入債務の80% 保証枠：一般保証枠とは別 枠で最大2.8億円</p> | <p>最近1ヵ月の売上高が前年 同月比5%以上減少 ※全業種対象</p> | <p>取引のある金融機関又 は最寄りの信用保証協 会</p> |
| <p>④危機関連保証</p> | <p>保証率：借入債務の100% 保証枠：一般保証枠、セーフ ティネット保証枠とは別枠 で最大2.8億円</p> | <p>最近1ヵ月の売上高が前年 同月比15%以上減少する 中小企業・小規模事業者 （セーフティネット保証</p> | <p>取引のある金融機関又 は最寄りの信用保証協 会</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | 4号・5号とは別枠で保証) | |
| ⑤伴走支援型特別保証制度 | <p>一定の要件（売上減少▲15%以上等）を満たした中小企業者等が、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる。</p> <p>○保証限度額：4,000万円 ○保証期間：10年以内 ○据置期間：5年以内 ○金利：金融機関所定 ○保証料率：0.2%（国による補助前は原則0.85%）</p> | <p>○売上減少要件 ▲15%以上</p> <p>○その他 ・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けていること ・経営行動計画書を作成すること ・金融機関が継続的な伴走支援をすること</p> <p>○保証人 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）</p> | <p>中小企業金融相談窓口 電話 0570-783183 ※平日・土日祝日 9:00~17:00</p> <p>※実際の融資の相談・申込については、取引のある又は近くの金融機関</p> |
| ⑥福祉医療機構 無担保・無利子の新型コロナウイルス対応支援資金融資 | <p>【当初5年間無利子貸付限度額】 診療所 (3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円 病院 (3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円</p> <p>【無担保貸付限度額】 診療所 (3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円 病院 (3割以上減収) 6億円 (3割未満減収) 3億円 ～など</p> | <p>新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇融資を実施。</p> <p>（既往貸付の取り扱い） 当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間（最長3年6か月）の元利金の支払いについて、返済猶予の相談に対応。</p> | <p>（独）福祉医療機構 医療貸付専用ご相談フリーダイヤル 電話 0120-343-863</p> <p>※携帯電話等でつながらない場合 電話 03-3438-0403</p> |
| ⑦小規模企業共済制度 特例緊急経営安定貸付 ※小規模企業共済の契約者 | <p>【貸付限度額】 2,000万円 （但し、契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）</p> <p>【貸付利率】無利子 【担保、保証人】不要</p> | <p>新型コロナの影響で最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者</p> | <p>（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室 電話：050-5541-7171 （平日9:00~18:00）</p> |
| ⑧日本公庫等や民間金融機関による既往債務の条件変更 | <p>借入金の返済金額や返済方法等の条件について、事業者の業況に合わせて当初契約から変更（リスケジュール）すること。</p> <p>具体的には、コロナ前の既往債務や、コロナ禍における実質無利子・無担保融資について、月々の返済を当面の間猶予又は減額、返済期限を延長することで、借入金を増やすことなく、手元の資金繰りを緩和することができる。</p> | <p>借入をしている政府系金融機関や各民間金融機関に相談。</p> <p>条件変更の際して、複数の金融機関との調整が必要な場合等には、中小企業再生支援協議会による「新型コロナウイルス特例リスケジュール支援」が利用できる。</p> | <p>借入をしている各金融機関の支店等</p> |
| ★政府系金融機関、民間金融機関に対する資金繰り支援・配慮要請（金融庁） | <p>事業者が資金繰りに重大な支障を生じることがないように、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件</p> | — | <p>*取引のある金融機関</p> <p>（問合せ先） 金融庁相談ダイヤル</p> |

| | | | |
|-----------------------|-------------------|---|--|
| | 変更等を実施するよう繰り返し要請 | | 電話 0120 - 156811 中小企業金融相談窓口 電話 0570 - 783183 |
| 3. 税・社会保険料等の支援策 | | | |
| 税、社会保険料等の納付猶予、納付期限の延長 | 無担保+延滞税無しで1年間猶予など | 2020年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において、事業収入が前年同期比概ね20%以上減少など | 最寄りの税務署、年金事務所などの徴収機関 |
| | | | |

※詳細は、経済産業省・厚生労働省・大阪府等のHP等をご参照下さい。

| | | | | | |
|------------------------------|-------------|---|--|----------------------|---|
| 新型コロナウイルス感染症患者を診療または受け入れるために | 病床確保に関する補助 | 重点医療機関等における病床確保 詳細はこちら | <ul style="list-style-type: none"> ● 重点医療機関等への空床補償料を補助 重点医療機関・協力医療機関の場合、稼働病床の病床確保料【上限額】 ア ICU 436,000円/床 (重点特定) 301,000円/床 (重点一般、協力) イ HCU 211,000円/床 ウ 上記以外の病床 74,000円/床 (重点特定) 71,000円/床 (重点一般) 52,000円/床 (協力) (「重点特定」…重点医療機関である特定機能病院等) * 休止病床の病床確保料は稼働病床と同額 (ただし療養病床の休止病床は16,000円/床) ※その他の医療機関の病床確保料は別単価 | 募集状況 確定次第掲載予定 | 照会先 感染症対策支援課 病院支援第二グループ : 06-4397-3248 |
| | 設備整備等に関する補助 | 重点医療機関等における設備整備支援 詳細は準備中 | <ul style="list-style-type: none"> ● 重点医療機関等が行う高度医療向け設備の整備を補助 【上限額 (主なもの)】 ・超音波画像診断装置 11,000千円/台 ・CT撮影装置等 66,000千円/台 ・血液浄化装置 6,600千円/台 など | 確定次第掲載予定 | 感染症対策支援課 病院支援第二グループ : 06-4397-3253 |
| | | 入院医療機関における設備整備支援 詳細は準備中 帰国者・接触者外来、診療・医療機関における設備整備支援 詳細は準備中 | <ul style="list-style-type: none"> ● 入院医療機関の設備整備を補助 【上限額 (主なもの)】 ・人工呼吸器及び付帯備品 5,000千円/台 ・簡易陰圧装置 4,320千円/床 ・簡易病室及び付帯備品 実費相当額 など <ul style="list-style-type: none"> ● 帰国者・接触者外来、診療・医療機関等の設備整備を補助 【上限額 (主なもの)】 ・HEPAフィルター付空気清浄機 905千円/施設 ・HEPAフィルター付パーテーション 205千円/台 ・個人防護具 3,600円/人 ・簡易診療室及び付帯備品 実費相当額 など | 確定次第掲載予定 確定次第掲載予定 | |

新型コロナウイルス感染症患者を診療または受け入れるために

設備整備等に関する補助

救急・周産期・小児医療機関における設備整備支援

詳細は準備中

- 救急・周産期・小児医療機関の設備整備を補助
【上限額（主なもの）】
- ・簡易陰圧装置 4,320千円/床
- ・HEPAフィルター付空気清浄機 905千円/施設
- ・消毒経費 実費相当額 など

募集状況

確定次第掲載予定

照会先

感染症対策支援課
病院支援第二グループ
: 06-4397-3253

新型コロナ患者受入医療機関等における陰圧化等の施設整備支援

詳細は準備中

- 入院医療機関や帰国者・接触者外来医療機関等における、患者等受入のために必要な陰圧化や個室化等の施設整備を補助

確定次第掲載予定

感染症検査機関等における設備整備支援

詳細はこちら

- 感染症検査機関等の設備整備**を補助
【上限額】
- ・次世代シークエンサー
- ・リアルタイムPCR装置 など
- ⇒それぞれ知事が認めた実費相当額
- ※対象医療機関に新型コロナ患者の受入要件なし

申請受付中

感染症対策企画課
感染症・検査グループ
: 06-4397-3204

外国人患者受入医療機関における設備整備支援

詳細はこちら

- 府内外国人患者受入れ拠点医療機関等が新型コロナウイルス感染症の外国人患者を受入れるために必要な設備整備に関する費用を補助
- 【上限額】
- 1,083千円/施設
- 1,512千円/施設（感染症指定医療機関）

申請受付中

保健医療企画課
企画調整グループ
: 06-6944-6027

入院医療機関における外国人患者の受入れ体制確保

詳細はこちら

- 府内外国人患者受入れ拠点医療機関等で新型コロナウイルス感染症患者等の入院を受入れる医療機関に対し、外国人患者の受入れ体制確保に必要な費用を補助
【上限額】 10,000千円/施設

申請受付中



| | | | | | |
|---------------------|------------------|-------------------------------|---|--|---|
| 医療従事者の皆様が安心して働けるように | 物的支援 | 必要物資の確保・配布 詳細はこちら | ●マスク,ガウン,フェイスシールド,手袋等の優先配布 ※都道府県が選定した医療機関 + G-MISにより要請のあった医療機関 | 募集状況 必要性や緊急性に応じて配布 | 照会先 感染症対策企画課 個別事象対応G物資担当 : 06-4397-3249 |
| | 宿泊施設の借上げ補助 | 医療機関における宿泊施設借上費用の補助 詳細はこちら | ●医療機関が医療従事者のために借り上げたホテルや住居等の借上げ費用等の補助 ※対象医療機関には一定の要件あり | 毎月申請受付中 ※各月分締切は前月20日まで ※令和3年4,5月分の申請は4月20日まで | 感染症対策支援課 病院支援第一グループ : 06-4397-3243 |
| | 助け合い基金による医療従事者支援 | 新型コロナウイルス助け合い基金 詳細はこちら | ●新型コロナウイルス感染症に関する医療及び療養に従事される医療従事者等を支援するための基金 ※対象医療機関には一定の要件あり | 寄付申込受付中 | 感染症対策支援課 病院支援第一グループ : 06-6941-0351 (内線4678、4666) |

◆新型コロナ緊急包括支援事業に関するお問い合わせ◆

新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター

電話番号 : 0120-786-577 (受付時間は平日9:30~18:00 土日祝を除く)

新型コロナ患者受入れ医療機関等の支援に関する総合相談ダイヤル

電話番号 0120-024-700 (受付時間は平日9:30~18:00 土日祝を除く) 4

新型コロナウイルス感染症患者等のさらなる対応強化に向けて

病床ひっ迫改善の為の支援

GWにコロナ対応を行った医療機関に対する支援

詳細はこちら

●GW（4/29～5/5）に、
新型コロナ患者を受け入れた
医療機関に対して、相当額を支援

新規入院受入患者1人あたり200千円
（1回限り）

募集状況

5/10～
申請受付開始

透析治療に対応できる医療機関に対する支援

詳細はこちら

●医療非常事態宣言下において、
透析治療を必要とする新型コロナ患者を
受け入れた医療機関に対して相当額を補助

※酸素投与が可能な医療機関に限る

受入患者1人あたり200千円

4/16～
申請受付開始

自宅療養者へ往診等を行う医療機関等に対する支援

詳細はこちら

●自宅等で療養している新型コロナ患者へ
往診等を行った医療機関等に対して
相当額を支援

往診1回につき、15,100円
訪問看護1回につき、8,280円

※自宅療養者1名あたり原則**4回が**上限

5/10～
申請受付開始

退院基準到達者を受け入れる医療機関に対する支援

詳細はこちら

●退院基準を満たしているものの引き続き
入院継続が必要な患者を受け入れる
医療機関に対して相当額を支援

**人工呼吸器を挿管した状態のまま
受け入れた場合、患者1人あたり400千円**
それ以外の場合、**患者1人あたり200千円**

確定次第
掲載予定

照会先

感染症対策課
病院支援第一グループ
: 06-4397-3243、
06-4397-3539

| | | | | |
|---|--|---|--|--|
| <p>新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関への支援</p> | <p>診療報酬の特例的な対応</p> <p>詳細はこちら</p> | <p><新型コロナウイルス感染症患者について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●中等症患者のうち呼吸不全を有しない中等症Ⅰは、3倍相当(2,850点)を算定。 ●呼吸不全状態となる中等症Ⅱ以上の新型コロナウイルス感染症患者の診療については、救急医療管理加算の5倍相当(4,750点)を算定。 ●療養病床に新型コロナ患者を受け入れた場合、一般病床とみなし、一般病床入院基本料のうち特別入院基本料の算定が可能 <p><回復患者について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関については、 ・二類感染患者入院診療加算750点を算定 ・救急医療管理加算950点を算定 | <p>・令和2年5月26日～適用中</p> <p>・令和2年9月15日～適用中</p> <p>・令和3年1月13日～適用中</p> <p>・令和2年12月15日～適用中</p> <p>・令和3年1月22日～適用中</p> | <p>照会先</p> <p>厚生労働省 近畿厚生局 指導監査課 : 06-7663-7665</p> |
| | <p>医療資格者の労災給付の上乗せ支援</p> <p>詳細はこちら</p> | <p>●勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助。</p> | <p>申請受付中</p> <p>※申請締切は9月30日まで</p> | |
| <p>新型コロナ患者の受入病床と人員確保のための緊急支援</p> | <p>医療従事者支援に向けた受入病院に対する支援</p> <p>詳細はこちら</p> | <p>●新型コロナ受入医療機関に対し、医療従事者に対する手当支給や感染防止対策経費を支援。</p> <p>病床1床につき、</p> <p>①重症病床15,000千円、</p> <p>②軽症・中等症病床4,500千円、</p> <p>③協力医療機関の疑い患者病床4,500千円</p> <p>※①②については、緊急事態宣言が発令された都道府県において、12月25日から5月11日に新たに割り当てられた即応病床に対してさらに4,500千円の加算あり</p> | <p>申請受付中</p> <p>※申請締切は5月11日まで</p> | <p>厚生労働省 医療提供体制支援 補助金コールセンター</p> <p>: 0120-336-933</p> |
| <p>新型コロナウイルス感染拡大防止等の支援</p> | <p>診療・検査医療機関及び医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援</p> <p>詳細はこちら</p> | <p>●感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用に対し支援</p> <p>1 診療・検査医療機関あたり上限1,000千円</p> <p>病院: 250千円+50千円×許可病床数</p> <p>有床診: 250千円+50千円×許可病床数</p> <p>無床診: 250千円</p> <p>薬局・訪問看護ST・助産所: 200千円</p> <p>※令和3年4月1日から令和3年9月30日までに要する費用が対象</p> <p>※診療・検査医療機関が「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」を重複して受けることは不可</p> <p>※医療機関・薬局等が「診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援」を重複して受けることは不可</p> | <p>申請受付中</p> <p>※申請締切は9月30日まで</p> | |

1. 補助金・助成金・給付金関係

2021(令和3)年度「感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」

診療・検査医療機関100万円、無床診療所25万円、指定訪問看護事業者(みなし指定含む)20万円など

原則として、2020(令2)年度第三次補正予算による「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」(2020.12.15～2021.3.31までの経費を対象に2月に厚労省へ申請した補助金)を受けた医療機関等は対象外です。ただし、令和2年度と同補助金の申請日以降に新たに診療・検査医療機関の指定を受けた医療機関については、同補助金の補助基準額(上限額)が本補助金の補助基準額(上限額)より低い場合は、差額について補助金の申請をすることができます。

1. 補助対象・補助上限額

- ① 診療・検査医療機関(都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関) 100万円
※少なくとも2021年9月30日まで診療・検査医療機関として継続する必要があります。
- ② 保険医療機関・保険薬局等
 - ・病院・有床診療所(医科・歯科) 25万円+5万円×許可病床数
 - ・無床診療所(医科・歯科) 25万円
 - ・薬局、助産所 20万円
 - ・指定訪問看護事業者 20万円※「みなし指定」で補助対象期間中に訪問看護事業も行っている場合も、その訪問看護事業の経費について申請可能です。診療所分と医療機関コードが同じになりますので、申請する場合は、申請書「別紙」の「施設類型」欄で「訪問看護事業者」を選択し、**必ず「みなし訪問看護事業所」分の申請である旨を書いた「添書」を同封して下さい**(様式自由。手書き可)。添書を同封の上、診療所分と訪問看護事業者分とを同封して送付することも出来ます。

2. 補助対象経費

2021年4月1日から2021年9月30日までにかかる経費。

感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は対象外)。2020(令2)年度第三次補正予算による「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の対象経費と同じです。

3. 申請書の提出期限

2021年9月30日(当日消印有効)

申請書類(「エクセルファイル」及び「手書き様式」)は厚労省ホームページに掲載されています。右のQRコードを読み取りアクセスして下さい。

「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」



4. 提出方法 (下記宛に郵送で提出)

住所: 〒119-0397 銀座郵便局留

宛先: 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当 宛

5. 問合せ先

厚生労働省 医療提供体制支援補助金コールセンター

電話: 0120-336-933 (平日 9:30~18:00)

大阪府ゴールデンウィーク発熱患者等診療・検査協力金について

大阪府はゴールデンウィーク(令和3年4月29日から令和3年5月5日まで)に、発熱等新型コロナウイルス感染症などが疑われる患者の診療・検査体制を確保するため、下記のとおり協力金の交付する制度を設けました。

◆対象となる医療機関

- (1) 受診調整機能付き地域外来・検査センター
- (2) 診療・検査医療機関
- (3) 上記(1)(2)以外で、新型コロナウイルス感染症の検査をする医療機関

◆交付の条件

- 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する医療機関の内、下記の条件をいずれも満たすこと
- (1) 行政検査の委託契約(集合契約含む)を、大阪府もしくは保健所設置市と締結している(予定含む)こと
 - (2) 検査実施数をシステムもしくはFAXにより管轄保健所等に報告していること

◆協力金

新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者に実施した新型コロナウイルスの検査(核酸検出検査、抗原検査)1人につき、10,000円

※保険適用での検査のみ本事業の対象です。
保健所が検体回収・検査分析を実施する場合は対象外です。
※既に陽性と診断された者に対する陰性を確認するための検査は対象外です。

◆申請期間

令和3年5月6日(木曜日)から令和3年5月31日(月曜日)まで

※申請の手続きを簡素化するため、事業完了後に、実績に基づいた交付申請をしていただきます。



大阪府ホームページ『大阪府ゴールデンウィーク発熱患者等診療・検査協力金について』より

◆申請に必要な書類

- (1) 基本情報シート
- (2) 交付申請書(様式第1号)
- (3) 要件確認申立書(様式第1-2号)
- (4) 暴力団等審査情報(様式第1-3号)

本補助金の案内は4月19日に大阪府より診療・検査医療機関宛にEメールで個別通知されています

申請様式はデータ入力用 Excel ファイル及び手書き用紙ともに大阪府ホームページ『大阪府ゴールデンウィーク発熱患者等診療・検査協力金について』から入手できます。

◆提出先および提出方法

- *電子データの場合: coronataisaku09@gbox.pref.osaka.lg.jp
メールの確認漏れを防ぐため、件名を下記のとおりとしてください。
【医療機関名】大阪府ゴールデンウィーク診療・検査協力金申請
- *紙媒体の場合: 〒540-8570(府庁専用郵便番号(住所の記載は不要。))
大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課 感染症・検査グループ宛

◆お問合せ先

大阪府コールセンター

電話番号 06-7166-9988 受付時間: 午前9時から午後6時まで(土曜・日曜・祝日含む)

健康医療部保健医療室感染症対策企画課感染症・検査グループ

電話番号 06-6941-0351(府庁代表)内線5753 平日午前9時30分から午後6時まで

大阪府ゴールデンウィーク発熱患者等診療・検査協力金



更新日：令和3年4月20日

令和3年度大阪府ゴールデンウィーク発熱患者等診療・検査協力金について

○ゴールデンウィーク(令和3年4月29日から令和3年5月5日まで)に、発熱等新型コロナウイルス感染症などが疑われる患者の診療・検査体制を確保するため、下記のとおり、協力金の交付する制度を設けました。

令和3年度大阪府ゴールデンウィーク発熱患者等診療・検査協力金に係る交付基準

[令和3年度大阪府ゴールデンウィーク発熱患者等診療・検査協力金に係る交付基準 \[PDFファイル/120KB\]](#)

交付申請について

[協力金概要 \[PDFファイル/144KB\]](#)

◆対象となる医療機関

- (1) 受診調整機能付き地域外来・検査センター
- (2) 診療・検査医療機関
- (3) 上記(1)(2)以外で、新型コロナウイルス感染症の検査をする医療機関

◆交付の条件

- 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する医療機関の内、下記の条件をいずれも満たすこと
- (1) 行政検査の委託契約(集合契約含む)を、大阪府もしくは保健所設置市と締結している(予定含む)こと
 - (2) 検査実施数をシステムもしくはFAXにより管轄保健所等に報告していること

検査実施数の報告については、[こちら](#)

◆協力金

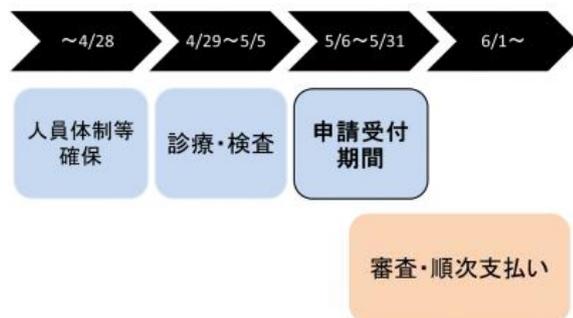
- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者に実施した新型コロナウイルスの検査(核酸検出検査、抗原検査)1人につき、10,000円
※保険適用での検査のみ本事業の対象です。保健所が検体回収・検査分析を実施する場合は**対象外**となります。
※既に陽性と診断された者に対する陰性を確認するための検査は**対象外**です。

◆申請期間

令和3年5月6日(木曜日)から令和3年5月31日(月曜日)まで

※申請の手続きを簡素化するため、事業完了後に、実績に基づいた交付申請をしていただきます。

【スケジュール】



◆申請に必要な書類

- (1) 基本情報シート
- (2) 交付申請書(様式第1号)
- (3) 要件確認申立書(様式第1-2号)
- (4) 暴力団等審査情報(様式第1-3号)

【様式】

データ入力の場合 [こちら \[Excelファイル/36KB\]](#)

手書きの場合 [こちら \[Excelファイル/36KB\]](#)

◆提出先および提出方法

申請に必要な書類を電子データ(Excel)で、以下のあて先に提出してください。

* 電子データ：coronataisaku09@gbox.pref.osaka.lg.jp

メールの確認漏れを防ぐため、件名を下記のとおりとしてください。

【医療機関名】大阪府ゴールデンウィーク診療・検査協力金申請

電子での申請が難しい場合は、紙媒体でも受付します。必要な書類を印刷し、下記の宛先までお送りください。

* 紙媒体：540-8570(府庁専用郵便番号(住所の記載は不要。))

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課 感染症・検査グループ

問い合わせについて

協力金に係るご質問については、下記までお問い合わせください。

電話番号：06-7166-9988 (コールセンター)

土曜日・日曜日・祝日含む午前9時から午後6時まで

06-6941-0351 (府庁代表)内線5753

平日午前9時30分から午後6時まで

このページの作成所属

[健康医療部 保健医療室感染症対策企画課 感染症・検査グループ](#)

新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金

新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金の概要について

<補助事業者>

大阪府内に所在する医療機関、病原体遺伝子検査（病原体核酸検査）もしくは血清学（免疫血清学検査）の登録のある衛生検査所又は地方衛生研究所等のうち、知事が適当と認めるもの

<対象となる機器>

1. 次世代シーケンサー
2. リアルタイムPCR装置
3. 等温遺伝子増幅装置
4. 全自動化学発光酵素免疫測定装置
5. 1から4に付帯する備品等

<対象経費>

対象となる機器の導入に伴う以下の経費

- ・ 備品購入費
- ・ 工事請負費（検査機器の設置にかかる経費に限る）
- ・ 使用料及び賃借料（検査機器のリース料に限る）
- ・ 補助及び交付金

<基準額>

知事が必要と認めた額（補助率：10分の10）

新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金にかかる各種手続きについて

交付要領に基づく各種手続きについて、以下の通り掲載します。提出期限を過ぎることのないよう、適正な補助事業の執行にご協力をお願いします。

令和3年度交付申請について

[通知文書 \[Wordファイル/23KB\]](#)

申請を希望する場合、下記の通り必要書類のご提出をお願いします。

※ 令和3年度事業については「令和3年4月1日以降の発注」及び「令和3年9月30日までの納品」が必須です。

■ 提出書類

【様式】

[交付申請書 \[Excelファイル/84KB\]](#)

- ・ 様式第1号（交付申請書）
- ・ 別紙1（経費所要額内訳書）
- ・ 別紙2（経費所要額明細書）
- ・ 別紙3（歳入歳出予算書）
- ・ 別紙4（基本情報）
- ・ 様式第2号（要件確認申立書）
- ・ 様式第3号（暴力団等審査情報）
- ・ 様式第4号（口座振替依頼書）

【添付書類】

- ・ 見積書の写し
- ・ カタログ等仕様がわかる書類

■ 提出期限

令和3年6月30日（水曜日） 【必着】

大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者往診等実施協力金

令和3年度大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者往診等実施協力金について



更新日：令和3年4月30日

※申請の受付開始は令和3年5月10日(月曜日)から

協力金の概要

目的

新型コロナウイルス感染者の受入病床がひっ迫する中、府内に在住する新型コロナウイルス感染者陽性者のうち、大阪府内保健所長から自宅療養の対象とされた方（以下「自宅療養者」という。）が急増している状況を受け、自宅療養者の往診又は訪問看護（以下「往診等」という。）を行う医療機関等に対し、報償として令和3年度大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者往診等実施協力金（以下「協力金」という。）を交付する。

交付対象者

大阪府内の病院、診療所、訪問看護ステーション

対象期間

○令和3年4月8日（木曜日）から当面の間（医療非常事態宣言期間中）

※対象期間の終期については、本ホームページにて追って掲載します。

交付内容

下記は、対象期間中の往診等1回あたりの金額です。自宅療養者1人あたり、4回を上限とします。（外来診療、電話等情報通信機器による診療は対象外です。）

往診15,100円、訪問看護8,280円

※詳細は「よくある質問」の協力金Q&Aをご確認ください。

申請手続

受付期間

◆交付申請

往診等を行った翌月10日から翌月末までに申請してください。

※往診等の実施後に、実績に基づき申請いただくことになります。

（例：令和3年4月8日から4月30日までに往診等を行った場合は、5月10日から5月31日までに申請してください）

提出書類

○令和3年度大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者往診等実施協力金交付要領 [\[PDFファイル/160KB\]](#)

◆交付申請書類

- (1)交付申請書【様式第1号】
- (2)往診等報告書【様式第1号 別紙】
- (3)要件確認申立書【様式第1-2号】
- (4)暴力団等審査情報【様式第1-3号】
- (5)口座振替依頼書【様式第1-4号】
- (6)通帳等の写し（金融機関名（支店名含む）、口座番号（又は通帳番号）、口座名義がわかるもの）

様式のダウンロードはこちら [\[Excelファイル/57KB\]](#)

よくある質問

協力金Q&A [\[PDFファイル/321KB\]](#)

提出方法

郵送又は電子メールにて提出願います。可能な限り、電子メールで提供願います。

《メールアドレス》

coronataisaku01@gbox.pref.osaka.lg.jp

※件名は「大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者往診等実施協力金（〇〇病院、診療所または訪問看護ステーション）」としてください。
※必ずパスワードを付けてください。

《郵送先》

〒540-8570（住所の記載は不要）

大阪府健康医療部 保健医療室感染症対策支援課 病院支援第一グループ 自宅療養者往診等実施協力金担当あて

※書類を郵送される際は、簡易書留等で送付願います（書類の追跡が可能なため）。

※郵送の場合、審査後は書類は一切返却しません。

お問合せ

大阪府健康医療部 保健医療室感染症対策支援課 病院支援第一グループ 自宅療養者往診等実施協力金担当

電話番号：06-6941-0351（内線）4717

メールアドレス：coronataisaku01@gbox.pref.osaka.lg.jp

※件名は「大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者往診等実施協力金（〇〇病院、診療所または訪問看護ステーション）」としてください。

このページの作成所属

[健康医療部](#) [保健医療室感染症対策支援課](#) [病院支援第一グループ](#)

中小企業庁「一時支援金」制度概要

特定月の売上が50%以上減の事業主が対象

中小企業庁は3月8日、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」(以下、一時支援金)の申請受付を開始しました。

この一時支援金は、①緊急事態宣言の再発令に伴い、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること、②売上について、2019年比又は2020年比で、今年2

021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること等を主な要件として、一定金額を上限に給付するものです。申請方法は電子申請のみです。

要件に合致すれば医療法人や個人立の医療機関も対象になり得ます。詳細は経済産業省ホームページまたは「一時支援金事務局」のホームページでご確認ください。

◆対象月

対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月から任意に選択した月

◆申請受付期間

2021年3月8日～5月31日

◆問い合わせ先

☎ 0120-211-240

※ IP 電話等からの問い合わせ先：03-6629-0479 (通話料がかかります)

※ 「一時支援金事務局」のホームページは右のQRコードを読み取りアクセスしてください



◆給付対象

下記2点の両方を満たしていること

- ① 緊急事態宣言に伴う外出自粛又は飲食店の時短営業等の影響を受けていること
- ② 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること

◆給付額について

【給付金額】＝

【2020年又は2019年の対象期間の合計売上】

－ 【2021年の対象月の売上】 × 3カ月

※ 給付上限額：中小法人等 60万円

個人事業者等 30万円

◆対象期間

2021年1月～3月

一時支援金

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に一時支援金を支給します。

中小法人等 上限60万円
 個人事業者等 上限30万円

対象期間 1月～3月
 対象月 対象期間から任意に選択した月

給付額の計算方法

$$= \text{前年又は前々年の対象期間の合計売上} - \text{2021年の対象月の売上} \times 3\text{ヶ月}$$

【給付対象について】

ポイント①

- 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること※

ポイント②

- 2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月、または3月の売上が50%以上減少していること

※緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。

<注>

1. 給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。
2. 本制度における「宣言地域」には、一度発令された緊急事態宣言が解除された地域も含まれます。
3. 売上が50%以上減少していても、または、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。
4. 地方公共団体からの時短営業の要請を受けた、協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。

一時支援金

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

3月1日（月） 事前確認の受付を開始しました

- 不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請予定者が、①**事業を実施しているか**、②**給付対象等を正しく理解しているか**等を事前確認します。
- 具体的には、「登録確認機関」が、TV会議又は対面等で、事務局が定めた書類（帳簿等）の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の**形式的な確認**を行います。
 - ▶「登録確認機関」は、一時支援金事務局のW EBサイトよりご検索いただけます。
- なお、登録確認機関は、当該確認を超えて、**申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません**。また、**事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません**。

所属団体、事業性の与信取引先、顧問等の登録確認機関であれば、「給付対象を正しく理解しているか」等のみについて、電話にて事前確認を受けることができます。

3月8日（月） 申請の受付を開始しました （特例申請については、3月19日（金）以降に受付開始の予定）

- 事前確認を受け終えた後に、**事務局のW EBサイトから申請**してください（事前確認を受け終えていない場合には、申請できません）。
- オンラインでの申請が困難な方におかれては、申請サポート会場をご利用ください。
 - ▶「申請サポート会場」は、一時支援金事務局のW EBサイトよりご検索いただけます。

【事前確認から申請までの手順】

- 1 **アカウントの申請・登録**（申請ID 発番）
 - 事前確認に**必要な書類の準備**
- 2 **身近な登録確認機関**を一時支援金事務局のW EBサイトから**検索**
 - 登録確認機関に**事前確認の依頼・事前予約**（電話又はメール）
 - ★**事前予約せずに登録確認機関に訪問することは絶対に行わないでください**
- 3 **事前確認の実施**
 - ⇒TV会議/対面/電話を通じた、書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認
- 4 事前確認完了後、マイページにて必要事項の入力等を行い、**事務局に申請**

【詳細はこちらをご覧ください】

- 一時金特設サイト（経済産業省HP）（上のQRコード）
https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html
- 一時支援金事務局W EBサイト（下のQRコード）
<https://ichijishienkin.go.jp/>



一時金事務局W EBサイト



【お問い合わせ先】 一時支援金事務局 相談窓口（申請者専用）

- ・TEL：0120-211-240
- ・IP電話等からのお問い合わせ先：03-6629-0479（通話料がかかります）

令和3年5月・6月の 雇用調整助成金の特例措置等について

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年4月30日**までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、**一部内容を変更し、この特例措置を6月30日まで延長いたします。**

特例措置の内容

| 判定基礎期間の初日 | | ～4月末 | 5月・6月 | |
|-----------|-------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------------------|
| 中小企業 | 原則的な措置 【全国】 | 4/5 (10/10) 15,000円 | 4/5 (9/10) 13,500円 ① | |
| | 業況特例 (※1) 【全国】 | - | 4/5 (10/10) 15,000円 ② | |
| | 地域に係る特例 (※2) | 緊急事態宣言 まん延防止等 重点措置 | - | 予定 4/5 (10/10) 15,000円 ② |
| | | | - | 4/5 (10/10) 15,000円 ② |
| 大企業 | 原則的な措置 【全国】 | 2/3 (3/4) 15,000円 | 2/3 (3/4) 13,500円 ① | |
| | 業況特例 (※1) 【全国】 | 4/5 (10/10) 15,000円 | 4/5 (10/10) 15,000円 ② | |
| | 地域に係る特例 (※2) | 緊急事態宣言 まん延防止等 重点措置 | 4/5 (10/10) 15,000円 | 予定 4/5 (10/10) 15,000円 ② |
| | | | 4/5 (10/10) 15,000円 | 4/5 (10/10) 15,000円 ② |

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

①は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。

②は令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。

○予定の部分は施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定です。

○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

厚生労働省HP

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL030430企03

※1 業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

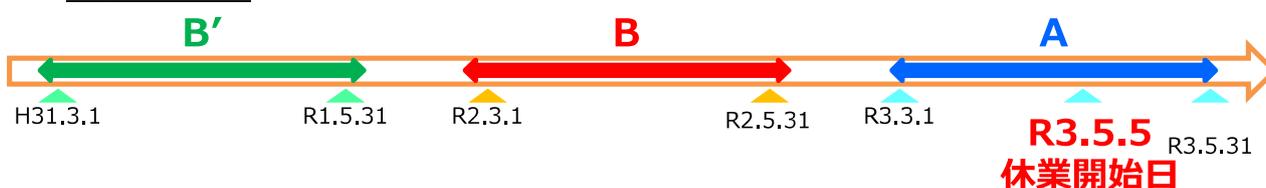
【対象となる事業主】

AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、**Aが30%以上減少**している事業主

A：休業の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標（雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る。）

例：令和3年5月から休業を実施した場合



【対象となる休業等】

令和3年1月8日から6月末まで(※)の休業等（短時間休業を含む）

(※) 中小企業は5月1日から6月末まで（4月末までは本特例を受けずに同様の助成が受けられます。）

※2 地域に係る特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- ①まん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による要請等を受けて、
- ②まん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

※上記の他、前ページのとおり厚生労働省令の改正等を行ったうえで緊急事態宣言に関する特例を設ける予定です。

1. 助成率をチェックしましょう

申請する賃金締切期間（判定基礎期間）を確認しましょう

判定基礎期間の末日が
令和3年1月7日まで
にある場合

判定基礎期間が
令和3年1月8日～
令和3年4月30日を
一日でも含む場合
【緊急事態宣言等対応特例】

判定基礎期間の初日が
令和3年5月1日以降
にある場合

以下のどちらかに該当する。

- 生産指標（売上等）が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期と比べ30%以上減少 **【業況特例】**
- まん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力 **【地域特例】**

上記のほか、厚生労働省令の改正等を行ったうえで緊急事態宣言に関する特例を設ける予定です。

令和2年1月24日～
判定基礎期間の末日まで
解雇等（※1）していない
また、判定基礎期間の
末日時点で
雇用が維持されている（※2）

はい

いいえ

A

C

日額上限 15,000円

令和3年1月8日～判定基
礎期間の末日まで
解雇等（※1）していない

はい

いいえ

A

C

令和2年1月24日～
判定基礎期間の末日まで
解雇等（※1）していない
また、判定基礎期間の
末日時点で
雇用が維持されている（※2）

はい

いいえ

B

C

日額上限 13,500円

助成率

A ⇒ 10/10

B ⇒ 9/10

C ⇒ 4/5

（※1）解雇予告、解雇とみなされる有期契約労働者の雇い止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。

（※2）下線の期間の各月の末日時点の従業員人数の平均と比べて、5分の4以上の人数が維持されていることを指します。

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

【特例措置の対象となる事業者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※売上等事業活動の状況を示す直近の生産指標が、比較対象月と比べ5%以上減少していること等の要件があります。

【特例措置の内容】

○助成内容・対象の大幅な拡充 ※令和2年4月1日から令和3年4月30日までの休業等に適用

- ① 休業手当等に対する助成率：中小企業 4/5、大企業 2/3
解雇等行わない場合の助成率：中小企業 10/10【注1】、大企業 3/4）
※助成額の上限：対象労働者1人1日当たり15,000円
- ② 教育訓練を実施した場合、中小企業2,400円、大企業1,800円を加算します
- ③ 新規卒卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ④ 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ⑤ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象にしています

【注1】令和3年1月8日以降の休業等については令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合

○以下に該当する場合、大企業の助成率を中小企業と同水準に引き上げています

※令和3年1月8日から同年4月30日まで（⑥については緊急事態宣言が解除された月の翌月末まで）の休業等に適用

- ⑥ 緊急事態宣言の発出に伴い、基本的対処方針に沿った知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等【注2】
- ⑦ まん延防止等重点措置実施地域の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等【注2】
- ⑧ 生産指標が前(々)年同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の大企業【注2】

【注2】令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合

○活用しやすさ

- ⑨ 申請書類を大幅に簡素化しています
添付書類等を削減し、休業等計画届の提出は不要としています
※申請書類様式はコチラ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_form_s.html

- ⑩ 助成額の算定方法等申請手続きを簡素化しています。

※ガイドブックはコチラ：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000644877.pdf>

- ⑪ オンライン申請も受け付けています

※オンライン申請はコチラ：<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP
雇用調整助成金ページ



※雇用調整助成金に関する相談窓口

3 職業安定部雇用保険課 助成金センター内

住 所

〒540-0028 大阪府中央区常盤町1-3-8
(中央大通FNビル9階)

電話番号 06-7669-8900

雇用調整助成金のご相談は、大阪労働局内の他部署の電話番号で対応できかねますので、
こちらの番号へお掛けください。

相談時間 8:30~17:15 (月~金)

相談内容 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金に関する相談 [【厚生労働省HPへリンク】](#)

※雇用調整助成金に関する相談は完全予約制です

現在ご相談のため来局されている方が殺到している状況の中、待合席での新型コロナウイルス感染防止のため、
完全予約制にて相談を承っております。

ご予約は、**電話にて大阪労働局助成金センター**までお問い合わせください。

電話番号 06-7669-8900

受付時間 8:30~17:15 (月~金)

※ご予約は、ハローワークでは受け付けておりません。
大阪労働局助成金センターへのお電話でご予約をお願いいたします。

※一般的なお問い合わせは「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター」でも承ります。
(雇調整助成金のFAQはこちら [【厚生労働省HPへリンク】](#))

電話番号 : 0120-60-3999

受付時間 : 9:00~21:00 (土日・祝日含む)

両立支援等助成金 育児休業等支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内

新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります。

助成額

1人あたり5万円
1事業主につき10人まで（上限50万円）

主な支給要件

① **次のどちら**も実施されていること。

- (イ) 小学校等（小学校、保育園、幼稚園など）が臨時休業等になり、それに伴い子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金が全額支払われるもの）を取得できる制度の規定化。
- (ロ) 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの社内周知。
 - ・テレワーク勤務
 - ・短時間勤務制度
 - ・フレックスタイムの制度
 - ・始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）
 - ・ベビーシッター費用補助制度 等

② 労働者一人につき、①の（イ）に定めた特別有給休暇を4時間以上取得したこと。

申請期間

特別有給休暇を取得した日付に応じて申請期間が異なります。

| 特別有給休暇を取得した日 | 申請期間 |
|----------------------|---------------------|
| 令和3年4月1日～令和3年6月30日 | 令和3年4月1日～令和3年8月31日 |
| 令和3年7月1日～令和3年9月30日 | 令和3年7月1日～令和3年11月30日 |
| 令和3年10月1日～令和3年12月31日 | 令和3年10月1日～令和4年2月28日 |
| 令和4年1月1日～令和4年3月31日 | 令和4年1月1日～令和4年5月31日 |

申請先・問い合わせ先

本社を管轄する**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）**

本助成金は事業所単位ではなく、**事業主単位での申請**となります。

◎その他詳しい支給の要件や手続については、厚生労働省ホームページをご参照いただくか、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

厚生労働省 両立支援等助成金 [検索](#)

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 (小学校休業等対応助成金) (労働者を雇用する事業主の方向け)

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業を助成します。

【対象事業主】

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた 事業主。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10

※ 支給上限は1日あたり8,330円

（令和2年4月1日以降に取得した休暇については15,000円）

【適用日】

令和2年2月27日～令和3年3月31日の間に取得した有給の休暇

※日曜日や夏休みなど、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

※ただし、令和2年2月27日～同年9月30日までの休暇取得分の申請受付は原則終了しています。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

（電話）0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

詳細は、 **新型コロナ 休暇支援** で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。



③ IT導入補助金

ITツール導入による業務効率化等を支援。

基本情報

対象：中小企業・小規模事業者等

補助額：30～450万円

※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は30万円～150万円

補助率：通常枠 1/2

低感染リスク型ビジネス枠 2/3

想定される活用例

- ・中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール等を導入する

(通常枠の導入例)

- ・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した会計ソフトを導入。
- ・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、勤怠管理ツールを導入。

(低感染リスク型ビジネス枠の導入例)

- ・顧客対応業務や決済業務、会計管理業務における顧客と従業員同士の間における接触機会を低減し、より効率的に実施できるような「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」の同時導入。
- ・テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムとweb会議システムを導入。

公募スケジュール（通常枠・低感染リスク型ビジネス枠共通）

申請開始：4月7日（水）

1次締切：5月14日（金）17時

※7月に2次締切を設け、それ以降も申請状況を踏まえて締切を設定予定。

IT導入補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトで公開中です。

【IT導入補助金についてのお問合せ先】

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト

<https://www.it-hojo.jp/>

または右のQRコードよりご確認ください。



電話番号：0570-666-424

※IP電話等からお問合せの場合は042-303-9749までご連絡ください。

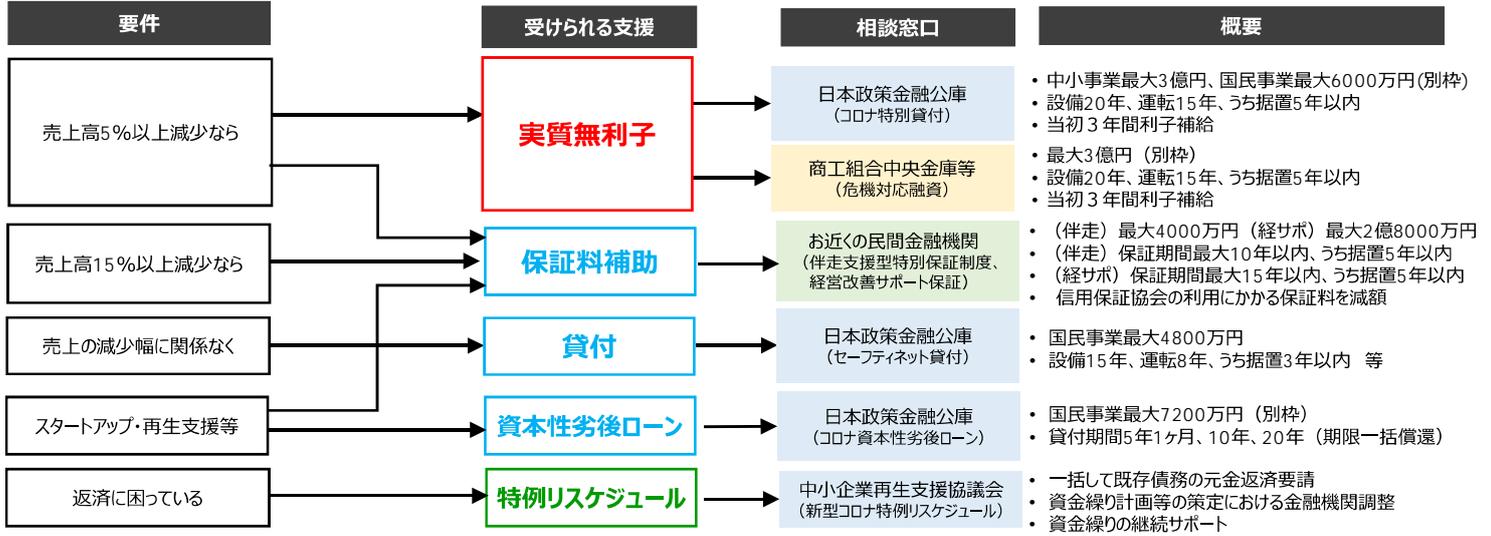
受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

2. 資金繰り支援

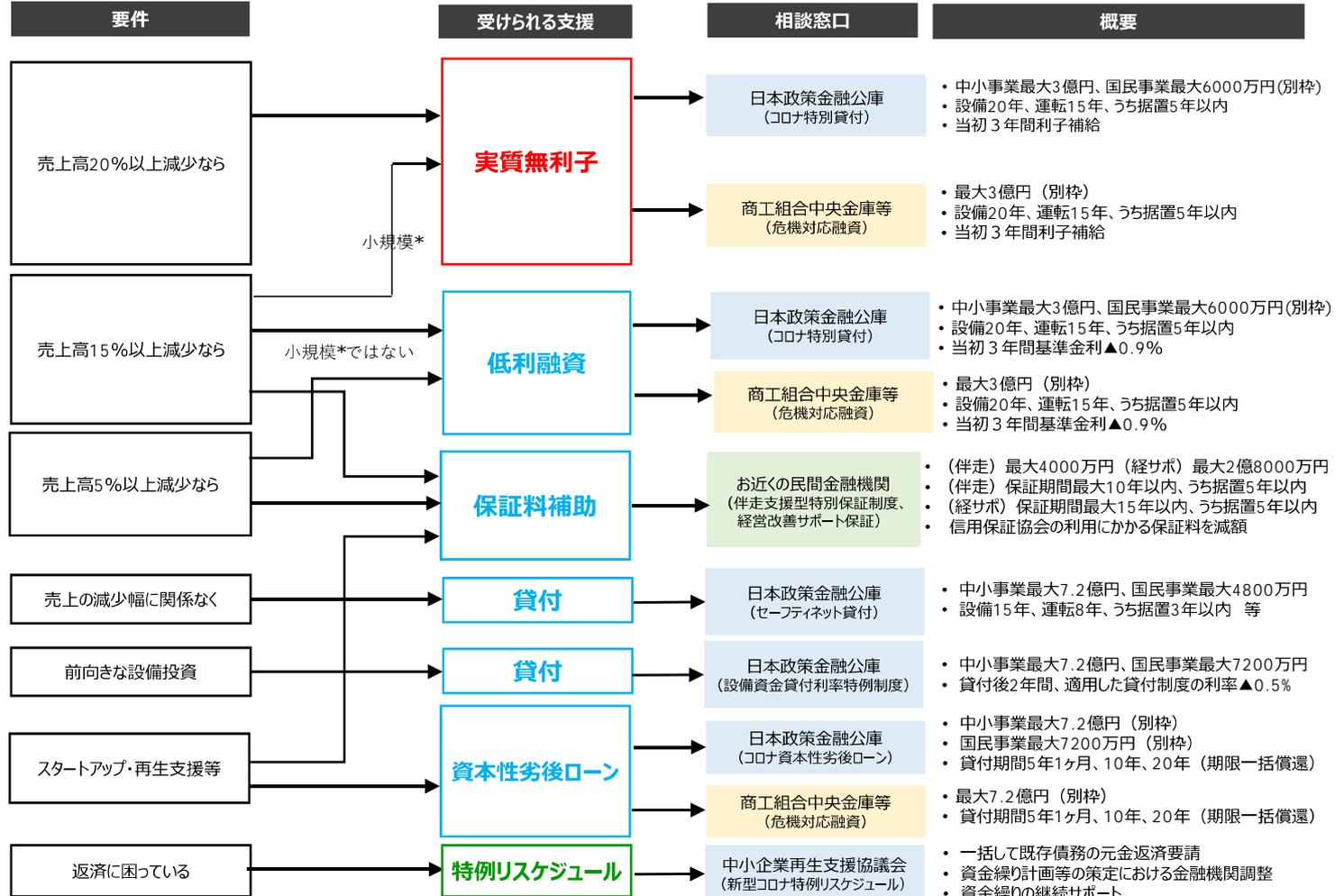
中小企業向け資金繰り支援内容一覧表（4/1時点）

※ 見やすさの観点から簡略化していますので、詳しい情報は[支援策パンフレット](#)でご確認ください。

①個人事業主向け（小規模に限る）



②小・中規模企業者向け（①以外）



企業の分類の考え方

| | 小規模 (※) | 中規模 |
|-------|------------|-----|
| 個人事業主 | ① | ② |
| 法人 | ② | |

＜※小規模の要件＞
製造業、建設業、運輸業、その他業種
→ 従業員20名以下

卸売業、小売業、サービス業
→ 従業員5名以下

売上高要件の考え方(注)

＜創業1年1か月以上＞
最近1か月※の売上高と、前三年のいずれかの年の同期と比較

＜創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているスタートアップなど＞
以下のいずれかで比較 ※業歴3か月以上に限る
最近1か月の売上高と過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高の比較
最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較
最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較

この資料は、プロト
スター株式会社運
営する
StartupList株式
会社IN Oが寄
稿した記事を参考
にして作成しました。

資金繰り 支援内容一覧

融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

| 金利引き下げなし | 金利▲0.9引下げ | 実質無利子融資 |
|---|---|--|
| セーフティネット貸付 基準金利 【対象要件】 売上高等の要件はなし | 新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策マル経融資 危機対応融資 【対象要件】 売上高▲5%以上減少 <small>※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応</small> | + 特別利子補給制度 特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給 【対象要件】 個人事業主（小規模）：要件なし 小規模（法人）：売上高▲15%減 中小企業：売上高▲20%減 |

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

| | | | | |
|--|---|---------------|---|-----------------|
| セーフティネット保証4号・5号 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域として指定。5号は影響を受けている業種を指定。 | 危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象。 <small>※一部保証対象外の業種があります。</small> | | | |
| 一般保証枠 (2.8億円) | + | SN保証枠 (2.8億円) | + | 危機関連保証枠 (2.8億円) |
| 信用保証付融資における保証料・利子減免 セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。 | | | | |

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日 9:00~17:00

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811 (フリーダイヤル)

※平日10:00~17:00 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付

※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度
(10ペーシ)を併用することで実質的な無利子化を実現

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。1月22日から利下げ限度額を拡充。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【既往債務の借換】公庫の既往債務の借換も可 **【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業6億円、国民事業8,000万円

【利下げ限度額】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.26%→0.36%

※金利は3月1日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

【お問合せ先】 ➡ **平日のご相談**

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

➡ **土曜日のご相談**

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）

沖縄公庫：0120-981-827

特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

1月22日から、補給対象貸付上限額を拡充。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等の申込を行なった際の最近1か月等(注)、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高と前3年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模企業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者等（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

(注) 最近1か月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月未満の任意の期間における売上高

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間（最長）
- ・補給対象貸付上限額：中小事業・商工中金等3億円（拡充前2億円）、
国民事業6,000万円（拡充前4,000万円）
- ※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※業歴が3か月以上を有する創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去3か月（最近1か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較できます。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

【詳細】

(独) 中小企業基盤整備機構HP（特別利子補給制度特設ページ）

<https://tokubetsu-riho.jp/>

【お問合せ先】

(独) 中小企業基盤整備機構

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515

【受付時間】平日・土日祝日 9:00～17:00



「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内

ポイント1 実質的な無利子化融資とは、日本公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。

ポイント2 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、中小企業基盤整備機構が行う「特別利子補給制度」の、各々の要件を満たしていただく必要があります。

ポイント3 利子補給を受けるためには申請手続きが必要です。申請に必要な書類はご融資後に公庫から郵送いたします。

| 【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付 | | 特別利子補給制度 | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--|--|------------|-----------|----|------|---------------|----|---------------|---------------|---------------|
| ご利用 いただける方 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1) 最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して、 5%以上減少 (2) 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、次のいずれか(※)と比較して、 5%以上減少 ①過去3ヵ月(最近1ヵ月含む。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10~12月の平均売上高 (※)最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高と比較する場合は、上記①~③の売上高を日割り計算し、当該期間に対応する日数を乗じて算出した売上高 | 左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模企業者(※1)</th> <th>中小企業者(※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>要件無し</td> <td>売上高▲20%以上(※2)</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上(※2)</td> <td>売上高▲20%以上(※2)</td> </tr> </tbody> </table> (※1)小規模企業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員(*)が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。 (*)労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」 (※2)売上高要件の比較は、左記貸付で確認する最近1ヵ月等に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較。また、令和2年12月21日以降に貸付を受けた方は、過去6ヵ月の平均売上高(最近1ヵ月を含む。)と前3年のいずれかの年の同期等との比較も可能。 | | 小規模企業者(※1) | 中小企業者(※1) | 個人 | 要件無し | 売上高▲20%以上(※2) | 法人 | 売上高▲15%以上(※2) | 売上高▲20%以上(※2) | ご利用 いただける方 |
| | | 小規模企業者(※1) | 中小企業者(※1) | | | | | | | | | |
| 個人 | 要件無し | 売上高▲20%以上(※2) | | | | | | | | | | |
| 法人 | 売上高▲15%以上(※2) | 売上高▲20%以上(※2) | | | | | | | | | | |
| 資金のお使いみち | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金 | - | | | | | | | | | | |
| 融資限度額 | 別枠8,000万円 | 左記の融資限度額のうち、6,000万円以下の部分 | 補給限度額 | | | | | | | | | |
| ご返済期間 <据置期間> | 設備資金：20年以内<うち5年以内> 運転資金：15年以内<うち5年以内> | 当初3年間 | 補給期間 | | | | | | | | | |
| 利率(年) (注) | 6,000万円以下 | 当初3年間： 基準(災害) - 0.9% 3年経過後：基準(災害) | 左記の6,000万円以下の部分にかかる「 基準(災害) - 0.9% 」の利子(支払利息)(※) (※)利息も含め公庫へ返済頂きますが、別途、最長3年間分の利子相当額を中小企業基盤整備機構から補給 | 補給率 (注) | | | | | | | | |
| | 6,000万円超 | 基準(災害) | | | | | | | | | | |
| 担保 | 無担保 | - | - | | | | | | | | | |
| 実施機関 | 日本政策金融公庫(国民生活事業) | 中小企業基盤整備機構 | 実施機関 | | | | | | | | | |

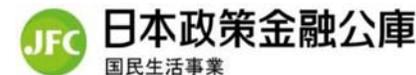
(注) 令和3年1月4日時点での適用例(運転資金1,500万円・5年返済の場合)

【6,000万円以下の部分】当初3年間：0.36%、3年経過後：1.26% <当初3年間の利子相当額を中小企業基盤整備機構から補給し、実質的に無利子化>

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付も同様の取扱いです。

<特別利子補給制度に関するお問い合わせ先>

中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局【電話番号】0570-060515(平日・休日9:00~17:00)



セーフティネット貸付の要件緩和

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金 8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.86%

※ 3月1日時点、貸付期間5年の場合、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

令和2年2月14日より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

➡ 土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民事業）

：0120-327790（中小事業）

沖縄公庫：0120-981-827

セーフティネット保証4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制やGoToキャンペーンを含む各支援策の変更に伴う影響等を受けている事業者等について、認定基準の運用を緩和（「最近1ヶ月」を「最近6ヶ月」等での比較）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN 4号：令和2年3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN 5号：令和2年5月1日より全業種を指定しました。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
 - ②対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。
- ※認定書の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。ご利用に当たっては、認定の取得前にあらかじめ取引のある又はお近くの金融機関へご相談ください。
- ※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
 ※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

危機関連保証

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」(借入債務の100%を保証)として、最近1カ月の売上高が前年同月比▲15%以上減少等する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠(2.8億円)を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠 (2.8億円)



SN保証枠 (2.8億円)



危機関連保証枠 (2.8億円)

4号：100%保証 (全都道府県)
5号：80%保証 (指定業種)
別枠 (2.8億円) は共有

危機関連保証：
100%保証 (全国・全業種)

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

※保証割合は、金融機関からの借入債務に対して信用保証協会が保証する割合です。

※ご利用手続の流れ等は前ページのセーフティネット保証と同様です。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 [0570-783183](tel:0570-783183)

※平日・土日祝日 9:00~17:00

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

【最寄りの信用保証協会】

右のQRコードよりご確認ください。

➡ 土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」をご確認ください。

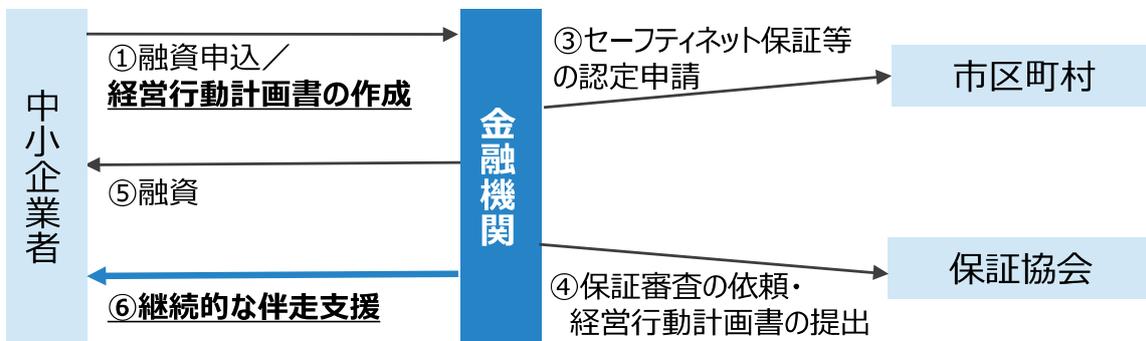


伴走支援型特別保証制度

一定の要件（売上減少▲15%以上等）を満たした中小企業者等が、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」を創設します。

- 保証限度額 : 4,000万円
- 保証期間 : 10年以内
- 据置期間 : 5年以内
- 金利 : 金融機関所定
- 保証料率 : 0.2%（国による補助前は原則0.85%）
- 保証人 : 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）
- 売上減少要件 : ▲15%以上
- その他 : ・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けていること
・経営行動計画書を作成すること
・金融機関が継続的な伴走支援をすること

②与信審査・書類準備



【制度の詳細：中小企業庁HP】

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2021/210325hosyo.htm>



【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日 9:00～17:00

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者の皆さまを支援するため、金融機関の伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む事業者に対し、国の保証料一部補助が受けられる融資制度を実施しておりますので、ご活用ください。

* ご利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

| | | | |
|--------------|---|--|---------------------------------------|
| 融資対象となる方 | <ul style="list-style-type: none"> ・府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、<u>セーフティネット保証4号・5号(※)</u>、<u>危機関連保証の認定</u>を受けていること(※売上減少率が15%以上のものに限る) ・経営行動計画書を作成し、金融機関の継続的な伴走支援を受けられること | | |
| 融資限度額 | 4,000万円 | 融資期間 | 10年以内(据置5年以内) (保証期間が1年以内の場合は一括返済可) |
| 資金使途 | 運転資金・設備資金 | | |
| 金利 | 年1.2%(固定) | | |
| 保証料 | 年0.2%(実質)(※) | (※) 本来の保証料は年0.85%(経営者保証免除対応を受ける場合は、年1.05%)ですが、国が保証協会に対し、保証料補助を行うことにより、利用者の負担は年0.2%となります(但し、融資後に条件変更を受けた際に追加的に必要となる保証料については、補助の対象外となります。) | |
| 融資に関する相談・申込先 | 裏面の取扱い金融機関一覧をご参照ください。 | | |

Q: 無利子融資制度を受けたが、伴走支援型資金も利用できるかな?

保証限度枠内であれば、ご利用が可能です。

Q: 日本政策金融公庫の無利子制度との併用はできるかな?

併用可能です

Q: 申込方法は?

お取引のある金融機関又は、下記金融機関にご相談ください。

「新型コロナウイルス感染症対策資金(経営安定資金 危機関連)」「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金」(保証料・利子の補助制度なし)については裏面に記載

新型コロナウイルス感染症対策資金 (経営安定資金 危機関連)

| | | | |
|--------------|--|------|---------------|
| 融資対象となる方 | 最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること (※市町村長の発行する「認定書」が必要です。) *創業後3か月以上継続して事業を行っている方も一定の売上要件を満たす場合は対象となります。 詳細についてはお問合せください。 | | |
| 融資限度額 | 2億円(うち、無担保8,000万円) | 融資期間 | 10年以内(据置2年以内) |
| 資金用途 | 運転資金・設備資金 | 融資利率 | 年1.2%(固定) |
| 保証料 | 年0.8% | | |
| 実施期間 | 令和2年3月16日(月)から令和3年6月30日(水)融資実行分まで | | |
| 融資に関する相談・申込先 | 下部の取扱い金融機関一覧をご参照ください。 | | |

新型コロナウイルス感染症対応緊急資金

| | | | |
|--------------|---|------|-----------------------------|
| 融資対象となる方 | (1) 最近1か月の売上高が前年同月に比して10%以上減少している方(「要件確認書類」が必要です。) | | |
| | (2) 最近1か月の売上高等が前年同期比で20%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる方(セーフティネット保証4号) (市町村長の発行する「認定書」が必要です。) | | |
| | (3) 国が指定する業種に属する事業を営んでおり最近3か月の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少している方(セーフティネット保証5号)(市町村長の発行する「認定書」が必要です。) | | |
| | *(2)(3)について、創業後3か月以上継続して事業を行っている方も一定の売上要件を満たす場合は対象となります。詳細についてはお問合せください。 | | |
| 融資限度額 | (1) 2億円(うち、無担保8,000万円) / (2)(3) 2億円(うち、無担保8,000万円) | | |
| 融資期間 | 7年以内(据置1年以内) | 資金用途 | 運転資金・設備資金 |
| 融資利率 | 年1.2%(固定) | 保証料 | (1)保証協会所定 (2)年0.9% (3)年0.8% |
| 融資に関する相談・申込先 | 下部の取扱い金融機関一覧をご参照ください | | |

取扱い金融機関一覧

みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、愛知銀行、阿波銀行、池田泉州銀行、伊予銀行、愛媛銀行、香川銀行、関西みらい銀行、紀陽銀行、京都銀行、高知銀行、滋賀銀行、四国銀行、静岡銀行、第三銀行、但馬銀行、徳島大正銀行、トマト銀行、富山第一銀行、名古屋銀行、南都銀行、百十四銀行、福井銀行、福邦銀行、北陸銀行、北國銀行、みなと銀行、尼崎信用金庫、永和信用金庫、大阪信用金庫、大阪厚生信用金庫、大阪シティ信用金庫、大阪商工信用金庫、北おおさか信用金庫、きのくに信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、播州信用金庫、枚方信用金庫、大阪協栄信用組合、大阪貯蓄信用組合、近畿産業信用組合、成協信用組合、大同信用組合、中央信用組合、のぞみ信用組合、ミレ信用組合、商工組合中央金庫、SBJ銀行

□売上高等減少要件別対応保証制度一覧

| 売上高等減少要件 | 対応する保証制度および必要書類 |
|---|---|
| <p>前年同期比売上高等 5% 以上減少</p> <p>最近3か月間の売上高等実績</p> <p>(時限的な運用緩和)</p> <p>最近1か月[*]の売上高等実績</p> <p>+</p> <p>今後2か月間を含む3か月の売上高等見込み</p> | <p>大阪府融資制度保証</p> <p>◇新型コロナウイルス感染症対応緊急資金 (府 新型コロナ③) ⇒ 市町村長の認定 (5号)</p> <p>◇経営安定サポート資金 (府 経安5号) ⇒ 市町村長の認定 (5号)</p> <p>金融機関経由保証</p> <p>◇セーフティネット保証5号 ⇒ 市町村長の認定 (5号)</p> <p>* 上記の3保証は、国が指定する業種に属する事業を行っておられる方が利用できます。5号指定業種等について (中小企業庁Webサイト) (外部サイト)</p> |
| <p>前年同月比売上高 10% 以上減少</p> <p>最近1か月[*]の売上高実績</p> | <p>前年同期比売上高等5%以上減少に対応する保証制度に加え</p> <p>大阪府融資制度保証</p> <p>◇新型コロナウイルス感染症対応緊急資金 (府 新型コロナ①) ⇒ 要件確認書類</p> |
| <p>前年同期比売上高等 15% 以上減少</p> <p>最近1か月[*]の売上高等実績</p> <p>+</p> <p>今後2か月間を含む3か月の売上高等見込み</p> | <p>前年同月比売上高10%以上減少に対応する保証制度に加え</p> <p>大阪府融資制度保証</p> <p>◇新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金 (府 伴走資金) ⇒ 市町村長の認定 (5号・危機関連)</p> <p>◇経営安定サポート資金 (府 危機関連) ⇒ 市町村長の認定 (危機関連)</p> <p>金融機関経由保証</p> <p>◇危機関連保証 ⇒ 市町村長の認定 (危機関連)</p> <p>◇伴走支援型特別保証 ⇒ 市町村長の認定 (5号・危機関連)</p> |
| <p>前年同期比売上高等 20% 以上減少</p> <p>最近1か月[*]の売上高等実績</p> <p>+</p> <p>今後2か月間を含む3か月の売上高等見込み</p> | <p>前年同期比売上高等15%以上減少に対応する保証制度に加え</p> <p>大阪府融資制度保証</p> <p>◇新型コロナウイルス感染症対応緊急資金 (府 新型コロナ②) ⇒ 市町村長の認定 (4号)</p> <p>◇新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金 (府 伴走資金) ⇒ 市町村長の認定 (4号)</p> <p>◇経営安定サポート資金 (府 経安4号) ⇒ 市町村長の認定 (4号)</p> <p>金融機関経由保証</p> <p>◇セーフティネット保証4号 ⇒ 市町村長の認定 (4号)</p> <p>◇伴走支援型特別保証 ⇒ 市町村長の認定 (4号)</p> |

□創業後間もない中小企業者の弾力的運用

業歴3か月以上1年1か月未満の中小企業者について、経安4号、5号および危機関連の認定基準の運用が緩和されています。

次の①から③のいずれかで比較

①最近1か月^{*}の売上高等と最近3か月間(最近1か月を含む。)の平均売上高等を比較

②最近1か月^{*}の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較

+

今後2か月間(見込み)を含む3か月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較

③最近1か月^{*}の売上高等と令和元年10月から12月の平均売上高等を比較

+

今後2か月間(見込み)を含む3か月の売上高等と令和元年10月から12月の3か月を比較

市町村長の認定については、[各市町村認定窓口 \(大阪府Webサイト\)](#) (外部サイト) にお問い合わせください。

最近1か月^{*}： 比較する期間について、認定権者の判断により弾力的な運用がされる場合があります。

詳細については、各市町村にお問い合わせください。

令和3年4月1日更新

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しております。

【新規貸付の概要】

※貸付利率は融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

| 融資条件（全施設共通） | | | | | |
|--|---|---------------------------------------|--|---|---|
| 貸付対象 | 前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等 ※要件に該当するかご不明な場合には、末尾連絡先までご相談ください。 | | | | |
| 償還期間(据置期間) | 15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。 | | | | |
| 病院・診療所 | | | | | |
| 貸付利率 | | ①病院 | ②診療所 | コロナ対応を行う医療機関※1 | 政策医療を担う医療機関※2 |
| | 当初5年間の 無利子貸付の範囲 | (3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円 | (3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円 | ①・②の金額と 「前年同月又は前々年同 月からの減収額の2倍」 のいずれか高い金額 | ①・②の金額と 「前年同月又は前々年同 月からの減収額」のい ずれか高い金額 |
| | 上記以外の部分 | 0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分） | | | |
| 貸付金の限度額 | | 次の金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 | | | |
| | | [病院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円 | [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円 | | |
| 無担保貸付 | | [病院] (3割以上減収)6億円 (3割未満減収)3億円 | [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円 | コロナ対応を行う医療機関…上記金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 政策医療を担う医療機関…上記金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額 | |
| <small>※1 コロナ対応を行う医療機関…コロナ患者の入院受入れ・病床確保、接触者外来等の設置 ※2 政策医療を担う医療機関…都道府県医療計画に名称が記載されている政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関</small> | | | | | |

| 介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業 | | | |
|---------------------------------------|--------------------|---------------------------------------|---------|
| | 介護老人保健施設、介護医療院 | 助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業 | |
| 貸付利率 | 当初5年間の 無利子貸付の範囲 | 1億円 | 4,000万円 |
| | 上記以外の部分 | 0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分） | |
| 貸付金の限度額 | | 次の金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 | |
| | | 1億円 | 4,000万円 |
| 無担保貸付 | | 1億円 | 4,000万円 |

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.15%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

既往貸付の取扱い

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間（最長3年6か月）の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q&A、借入申込書等）はこちら

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/



医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等ではつながらない場合：03-3438-0403

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

特例緊急経営安定貸付

小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは？

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、(独)中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

【貸付限度額】

2,000万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）

【貸付利率】

無利子

【償還期間】

貸付金額500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合には6年（いずれも据置期間1年を含む。）

【償還方法】

6ヶ月ごとの元金均等割賦償還

【担保、保証人】

不要

【お問合せ先】

(独)中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00～18:00 (電話) [050-5541-7171](tel:050-5541-7171)

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和2年3月1日以降の借入れが対象となります。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

掛金の納付期限の延長等

ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金月額の変額をお選びいただけます。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

① 掛金の納付期限の延長

掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。

② 掛金月額の変額

掛金月額は、1,000円から7万円の範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00～18:00（電話）050-5541-7171

新型コロナ特例リスケジュール

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会※が、令和2年4月より、窓口相談や金融機関との調整を含めた特例リスケジュール計画策定支援を開始したところですが、新型コロナの影響の長期化に鑑み、ポストコロナに向けた取組を後押しするため、令和3年4月以降も引き続き本支援を実施します。

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュールとは？

①一括して既存債務の元金返済猶予要請

資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して1年間の元金返済猶予の要請を実施します。

②資金繰り計画策定における金融機関調整

中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画等（※）の策定を支援します。複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポートします。

（※ 中小企業者の希望に応じ、ポストコロナに向けた行動計画（事業継続アクションプラン）の策定支援も行っています。）

③資金繰りの継続サポート

計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。

（①～③における中小企業者の費用は原則不要です。

中小企業者の状況に応じ、②において一部費用負担が生じる可能性もありますが、その場合でも国がその費用の一部を負担（支援）します。）

事業改善まで一貫してサポート

特例リスケ支援後、本格的な再生支援を希望する中小企業者に改めて、リスケジュール計画を含む再生支援を実施します（※）。事業再生計画策定に必要な費用（DD費用等）については、一部国が負担（支援）します。

※中小企業者の状況に応じ、再度の特例リスケ支援を実施することも可能です。

※中小企業再生支援協議会とは

中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」として47都道府県に設置されている、**地域における再生支援のプラットフォーム**です。平成15年の設置以来、累計で48,000件以上の相談実績、15,000件以上の支援完了実績があります。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口：0570-783183

最寄りの中小企業再生支援協議会

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/200225kyougikai.pdf>

※ また、同じく資金繰り改善を目指す事業として、**民間の支援者と共に経営改善を図りたい方向けに、ポストコロナ持続的発展計画事業**を開始しました。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/index.htm>



日本公庫等や民間金融機関による 既往債務の条件変更

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

既往債務の条件変更とは？

借入金の返済金額や返済方法等の条件について、事業者の方の業況に合わせて当初契約から変更（リスケジュール）することをいいます。具体的には、コロナ前の既往債務や、コロナ禍における実質無利子・無担保融資について、月々の返済を当面の間猶予又は減額したり、返済期限を延長することで、借入金を増やすことなく、手元の資金繰りを緩和することができます。

【手続きの流れ】

返済金額や返済方法等の見直しを希望される場合は、借入をしている政府系金融機関や各民間金融機関にご相談ください。

※政府系金融機関においては、条件変更時に、経営改善計画書や資金繰り表等の提出を省略することも可能ですので、各機関にご相談ください。

また、条件変更に際して、複数の金融機関との調整が必要な場合等には、中小企業再生支援協議会による「新型コロナ特例リスケジュール支援（22ページ）」がご活用いただけます。

【各金融機関への要請等】

民間金融機関や政府系金融機関に対しては、既往債務の返済猶予などの条件変更について、最大限柔軟に対応すること等について累次にわたって要請を行い、各金融機関では条件変更に対応しています。

【お問合せ先】

条件変更に関する具体的なご相談・お問い合わせは、借入をしている各金融機関の支店等にお問い合わせください。

日本公庫等の既往債務の借換

※日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象にします。

【対象制度】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策マル経融資
 - ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策衛経 等
- (2) 商工組合中央金庫等
 - ・危機対応融資

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 3億円、
 - 国民事業 6,000万円
- (2) 商工中金 3億円

【借換え限度額】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 6億円、
 - 国民事業 8,000万円、
- (2) 商工中金 6億円

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
 沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827
 商工中金 相談窓口 0120-542-711

➡ 土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
 沖縄公庫：0120-981-827
 商工中金 相談窓口 0120-542-711

金融機関等への配慮要請

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、関係機関と連携し、昨年2月以降、政府系金融機関等に対して累次にわたって要請を行いました。

1月19日の要請では、大臣名で事業者等の業況を十分に把握した上で、資金繰り支援に引き続き全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応すること、政府系機関においては、条件変更時に、経営改善計画書や資金繰り表等を省略する等最大限柔軟な対応を行うことなど、資金繰り支援に万全を期すよう、改めて配慮を要請しております。

どんな配慮を要請しているの？（※繰返し要請している内容は省略）

政府系金融機関等に以下の配慮を要請しております。

【年末の資金繰りについて（令和2年11月30日）】

- ①迅速かつ積極的な対応
- ②適時適切な貸出
- ③実情に応じた親身な対応
- ④個人保証の見直し等

【GoToキャンペーンの一時停止を踏まえて（令和2年12月17日）】

- ①迅速かつ柔軟に対応
- ②事業者等の実情に応じた最大限の配慮
- ③売上高要件の緩和

【緊急事態宣言を踏まえて（1月8日）】

- ①手続きの簡素化等顧客の利便性向上に努めること
- ②個別企業の実情に応じた最大限の配慮

【新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえて（1月19日）】

大臣から政府系金融機関等に対して、資金繰り支援に引き続き全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応を要請。

なお、民間金融機関に対しても、金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を実施するよう、累次にわたって要請を行っております。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口：0570-783183

金融庁相談ダイヤル：0120-156811（フリーダイヤル）

3. 税・社会保険、その他

納税猶予・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、以下の措置を講じています。

<①申告（及び納税）にお困りの方>（詳細は69ページ）

| | | 個人・法人全ての方が対象 |
|------------|------|--|
| 申告・納税期限の延長 | 全事業者 | 申告が必要な以下の税 <ul style="list-style-type: none"> 申告所得税（及び復興特別所得税） 消費税 相続税の申告（※） 法人税 贈与税 |
| | | → 申告期限以降も、 柔軟に受付 ✓ 基本的には、延滞税・利子税は発生しません ✓ 申告書の作成又は来署することが 可能になった時点での税務署への申し出 で受け付けます。 |

※上記以外の税目についても個別に延長対応している場合がございますので、【地方税】はお住まいの市区町村に、【国税】は最寄りの税務署に、延滞税・利子税に関する御質問を含めて、ご確認ください。

<②お支払いが困難な方>

✓ **納税期限**（延長された期限を含む。）までにお支払いが困難な方

| | | |
|-------|----------------------|---|
| 納税の猶予 | 事業収入が 20%以上減少 | 原則全ての税（詳細は70ページ） 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、事業収入が減少（前年同期比概ね20%以上） → 無担保+延滞税なしで、1年間納税猶予 |
| | 個別の事情がある場合 | 国税（詳細は71ページ） ・原則、 1年間猶予 （状況に応じて更に1年間猶予される場合あり） ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除 ・ 財産の差押えや換価（売却）が猶予 ※税務署において所定の審査を行います。 ※ 地方税においても、国税と同様の措置 を講じるよう、国から地方公共団体に要請いたしました。（詳細はP71） <個別の事情> ①災害により財産に相当な損失が生じた場合 ②ご本人又はご家族が病気にかかった場合 ③事業を廃止し、又は休止した場合 ④事業に著しい損失を受けた場合 |

〇イメージ（事業収入が20%以上減少している方の申告所得税の場合）



1. 税務申告・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、令和2年4月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

| 従来 | | 対応策 |
|------------------------|-----------|---|
| 申告所得税 (及び復興特別所得税) | 令和2年3月16日 | ・4月16日まで期限を延長 |
| 個人事業者の消費税 (及び地方消費税) | 令和2年3月31日 | ・4月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受付 |
| 贈与税 | 令和2年3月16日 | ※申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。 |

- ◆ 4月17日以降の申告相談につきましては、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行うことといたします。
- ◆ 確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等によるe-Taxなどの手段をご用意しています。
- ◆ 令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能です。

また、法人税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

詳細は、 国税庁 で検索、または、以下のURLよりご確認ください。

○申告期限の柔軟な取扱い（右のQRコード）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf



○法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定に関するFAQ（左のQRコード）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

2. 事業収入が減少する場合の納税猶予（国税・地方税）の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、令和2年2月以降、事業収入が減少（前年同月比▲20%以上）し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

令和2年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において、事業収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合、

※ 法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産収入）等を指します。個人の方の「一時所得」などは対象となりません。

- ◆ 原則、1年間納税猶予が認められます。
- ◆ 担保の提供は不要です。
- ◆ 猶予期間中の延滞税が免除されます。

猶予が認められると、所轄の税務署等から「納税の猶予許可通知書」が送付されます。

※この「納税の猶予許可通知書」のほか、猶予期間中に「納税証明書」（その1）を取得すると、「新型コロナ臨時特例法第3条による納税の猶予が適用」された旨が記載されます。地方税の場合、猶予許可通知書をもって納税証明に代えることが可能となる場合があります。

※標準的な税の納付期限

- ・法人税 事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- ・消費税 事業年度終了から2ヶ月以内（同上）
- ※個人事業者は3月末（令和2年は4月16日）
- ・申告所得税 3月15日（※令和2年は4月16日以降も柔軟に申告を受付）
- ・固定資産税 基本的に、4～6月で自治体が定める日（第1期分）

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf



3. 個別の事情がある場合の国税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、**換価の猶予**が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、**納税の猶予**が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

【個別の事情】

① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

猶予が認められた場合

◆ 原則、**1年間猶予が認められます。**

(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)

◆ **猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除**されます。

◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細は、 **国税庁** で検索、または、以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



4. 個別の事情がある場合の地方税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上の急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

【お問合せ先】

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、お住まいの都道府県・市区町村にお願いいたします。

欠損金の繰戻し還付

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

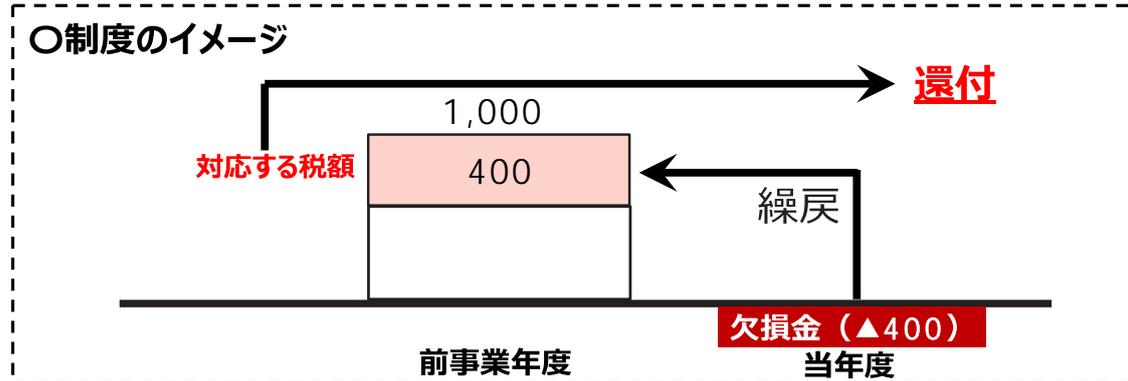
1. 欠損金の繰戻し還付制度

資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。

今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。

| 現行 | 特例 |
|-----------------|------------------------|
| 中小企業者（資本金1億円以下） | → 資本金1億円超～10億円以下の法人に拡大 |

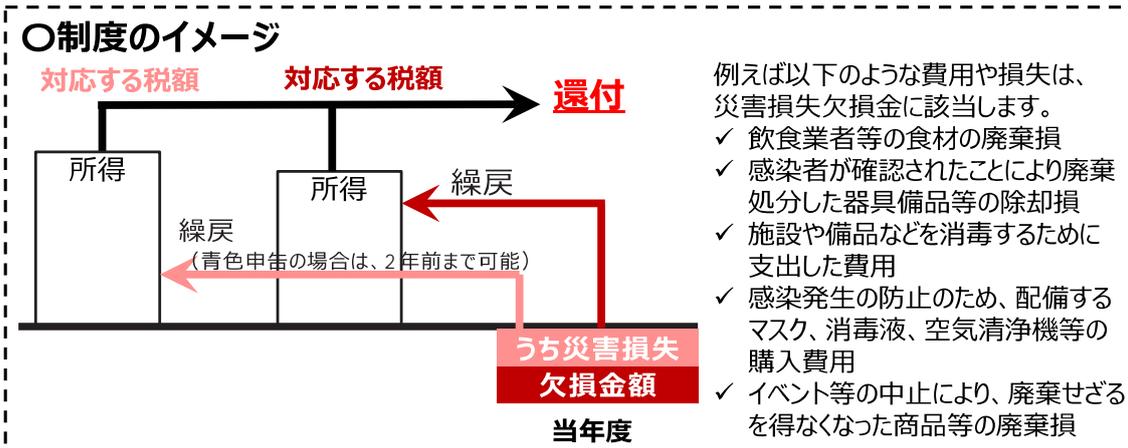
※令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用



2. 災害損失欠損金の繰戻し還付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。



詳細は以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf



固定資産税等の軽減の全体像

固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

(※) **納税猶予**の要件

→ 2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が
前年同期比概ね**20%以上減少**

| 支払時期 対象資産 | 2020年 (2020年1月1日時点で 保有するものが課税対象) | 2021年 (2021年1月1日時点で 保有するものが課税対象) | 2022年 (2022年1月1日時点で 保有するものが課税対象) |
|---|--|--|--|
| 土地 【固定資産税・ 都市計画税】 | 納税猶予 (※) (無担保・延滞税なし) | 2021年分の支払い 2020年 猶予分の支払い | 2022年分 の支払い |
| 事業用家屋 【固定資産税 ・都市計画税】 | 納税猶予 (※) (無担保・延滞税なし) | 2020年 猶予分の支払い | 2022年分 の支払い |
| 新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ ・対象資産：2020年4月30日～2023年3月31日までに取得したもの。 ・ 先端設備等導入計画 の提出が必要です。 | | | |
| 償却資産 (機械・設備等) 【固定資産税】 | 納税猶予 (※) (無担保・延滞税なし) | 2020年 猶予分の支払い | 2022年分 の支払い |
| 新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ ・対象資産：2017年～2023年3月31日までに取得したもの (2020年4月30日以降に取得した 構築物も対象) ・ 先端設備等導入計画 の提出が必要です。 | | | |

【お問い合わせ先】 中小企業税制サポートセンター : 03-6281-9821

固定資産税等の軽減

1. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

| | | | |
|-------------------------|-----------|-------------------------------|--|
| 国 (導入促進指針の策定) | 協議 ↑ ↓ 同意 | 市町村 (導入促進基本計画の策定) | 対象地域 全国1,646自治体 (うち1,642がゼロ (2月末時点)) ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村 |
| 申請 ↑ ↓ 認定 | | 中小企業 (先端設備等導入計画の策定) | |
| | | | 対象設備 機械装置・器具备品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの |
| | | | 事業用家屋と構築物を対象追加 ・ 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・ 構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。 |
| | | | 特例措置 固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める |

【お問い合わせ先】 中小企業税制サポートセンター : 03-6281-9821

厚生年金保険料等の猶予制度

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

納付猶予特例を受けていた事業主の方など、納付猶予特例終了後も、厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、猶予制度を受けられることがあります。

※ 納付猶予特例とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、無担保・延滞金なしで、1年間納付を猶予する仕組み。（令和2年1月分から令和2年12月分までの厚生年金保険料等が対象）

詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。

※ 健康保険料に係るお問合せ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

厚生年金保険料等の猶予制度を受けた場合、

- 猶予期間中の各月に分割して納付いただけます。
- 猶予期間中は、延滞金が年8.8%から1.0%に軽減されます。
- 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。

猶予を受けられる期間は、

- 原則、1年以内となります。
- なお、1年の猶予期間での納付が困難な場合には、資力等の状況を確認の上、1年を超える期間を前提とした分割納付も認められることがあります。
- 担保を提供できることが明らかな場合を除いて担保の提供は不要となります。

※ 労働保険料についても、同様の仕組みが適用されます。（猶予制度を受けた場合、延滞金が免除）お問合せ先は、都道府県労働局となります。

※ 国税、地方税又は労働保険料等に猶予申請をされた場合、その際の申請書や財産収支状況書等の写しを添付することで、一部の記載や書類の添付が省略できます。

【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、令和2年4月から令和3年7月までの間に休業により報酬が著しく下がった方について、一定の条件に該当する場合は、事業主の届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**です。
また、**既に特例改定を受けた方**のうち、一定の条件に該当する場合は**令和2年9月から適用された定時決定を特例により変更可能**です。

【対象となる方①】（それぞれ(1)から(3)のすべてに該当する方が対象）

1 令和2年4月から7月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、報酬が著しく低下した月が生じた方
- (2) 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
※ 固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
- (3) 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している
※ 被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）

詳細は、以下を検索、又は右のQRコードよりご確認ください。

年金機構 特例改定

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusei/tokureikaitei.html>



【対象となる方②】（それぞれ(1)から(3)のすべてに該当する方が対象）

2 令和2年8月から令和3年7月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例

上記1と同様の条件となります。

3 令和2年4月又は5月に休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月又は5月に報酬が著しく低下し、5月又は6月に特例改定を受けた方
- (2) 令和2年8月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方
- (3) 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している（上記1と同様です。）

詳細は、以下を検索、又は右のQRコードよりご確認ください。

年金機構 特例改定延長

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusei/tokureikaitei2.html>



【対象となる保険料】

休業により報酬が急減した月（3の場合は8月）の翌月以降の保険料が対象となります。

- ※ 上記1に該当する場合は、令和3年1月末日までに届出があったものが対象となります。
- ※ 上記2に該当する場合、令和2年8月から12月までを急減月とするものは令和3年2月末日まで、令和3年1月から3月までを急減月とするものは令和3年5月末日まで、令和3年4月から令和3年7月までを急減月とするものは令和3年9月末日までに届出があったものが対象となります。
- ※ 上記3に該当する場合は、令和3年2月末日までに届出があったものが対象となります。
- ※ いずれも、それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

【申請手続について】

月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。

- ※ 管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）
- ※ 届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
- ※ 本特例措置は、対象となる方①と②のそれぞれで1回ずつ申請を行うことができます。
- ※ 健康保険組合に加入の場合は、健康保険料の標準報酬月額の特例改定の申請先は健康保険組合になります。



ねんきん
加入者ダイヤル

0570-007-123（ナビダイヤル）

03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）

・受付時間：月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の取扱いについて

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の徴収猶予等が認められる場合があります。

厚生労働省から都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて、下記のとおり示していますので、まずはお住まいの市区町村又は国民健康保険組合にお問い合わせください。

1. 届出・申告期間を経過した者の取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告については、これらの届出の事由が生じた日から14日以内に届出を行わなければならないこと等とされているが、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由による届出等の遅延を認めるなど、柔軟に運営いただきたいこと。

2. 保険料（税）徴収猶予の取扱いについて

特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能とされているので、これを踏まえ、各保険者において、これについての周知も含め、適切に運営いただきたいこと。

【お問合せ先】

- 国民健康保険料（税）について
⇒ お住まいの市区町村の国民健康保険担当課
(国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合)
- 後期高齢者医療制度の保険料について
⇒ お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課
- 介護保険料について
⇒ お住まいの市区町村の介護保険担当課

電気・ガス料金の支払猶予等について

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請いたしました（令和2年4月7日）。

【お問合せ先】

電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている電気・ガス事業者にご相談をお願いいたします。

電気料金に関する対応事業者一覧（対応予定を含む）

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf（右のQRコード）



ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf（左のQRコード）

※緊急小口資金若しくは総合支援資金の貸付を受けた方、これらの貸付を受けようとする方又は電気・ガス料金の支払いに困難な事情があると認められる方に係る託送料金等の支払期日に関し、従来の措置に加え、新たに令和3年5月分の料金について1か月繰り延べることとする等の特例措置（注）を講じています（令和3年4月23日）。

（注）措置を講じている事業者

○電気：北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社

○ガス：東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、東部瓦斯株式会社等

「持続化給付金」受給事業者を対象としたNHK放送受信料の免除について

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの中小企業や個人事業者の事業継続が困難となる事態が生じていることから、持続化給付金の給付決定を受けた事業者の負担を軽減するための緊急的な措置として、受信料の免除を行います。

【免除する放送受信契約の範囲】

持続化給付金の給付決定を受けた者が、事業所など住居以外の場所に受信機を設置して締結している放送受信契約

※令和3年3月31日までにNHKに免除の申請をした場合に限りです。

【免除の期間】

NHKに免除の申請をした月とその翌月の2か月間

※受信機を設置した月に、受信契約を締結して、免除を申請した場合は、その翌月および翌々月の2か月間

【免除の申請方法】

①「免除申請書」をNHKホームページ（以下URL・QRコードを掲載）よりダウンロードしていただき、記載例を参照のうえ、必要事項を記入。

■ 免除申請書のダウンロード

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/pdf/corona_jushinryo_menjo.pdf



②記入例のページ下部から、あて先（NHK東京事務センター行）を切り取っていただき、封筒（長形3号サイズ）に貼ってください。

③「免除申請書」と「持続化給付金給付通知書のコピー（「宛名」と「通知内容」の両面）を封筒（長形3号サイズ）に入れて郵送してください。

※「持続化給付金」給付通知書（コピー）が免除の証明書となるため、同封されていない場合、免除することができませんのでご注意ください。

【留意点】

休業により一時的に受信契約を解約されている場合など、受信契約を締結されていない場合は、免除を受付することができません。受信契約を新たに締結した後に、再度、免除の申請をしてください。

【詳細・お問合せ先】NHKホームページをご確認ください。

○本社所在地のNHK放送局「ご相談窓口」

<https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/menjo/window.html>

○受信料免除以外にも、事業所割引等の取扱いについてご案内しております

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jigyousyo_tasuu.html



リンク集

Q. 都道府県、市町村など各自治体の支援策を知りたい。

- A. 中小企業基盤整備機構が運営する情報発信サイト「J-Net21」にて、各自治体の支援策をまとめております。



[https://j-net21.smrj.go.jp/
support/tsdlje00000085bc.html](https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html)



Q. 農林漁業者が活用できる資金繰り支援について知りたい。

- A. 農林水産省HPでは、資金繰りが困難な農林漁業者の皆様向けの資金繰り支援策を紹介しております。



[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/
attach/pdf/index-25.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/index-25.pdf)

Q. 政府系金融機関、信用保証協会のHPを確認したい。

- A. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用保証協会連合会HPでも、支援策を紹介しております。



[https://www.jfc.go.jp/n/finance/
saftynet/covid_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html)



[https://www.shokochukin.
co.jp/disaster/corona.html](https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html)



[https://www.zensinhoren.or.jp/
model-case/keiei-shisho.html](https://www.zensinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html)



Q. 補助金の電子申請に必要なG BizIDを取得したい。

- A. 補助金等（一部）の電子申請に必要なG BizIDの取得については、申請から2～3週間要する場合があります。G BizIDが必要な補助金の申請をお考えの方は、お早めに取得の申請をされることをお勧めします。

補助金申請
システム

jGrants

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

